

電子マネーの私法的側面に関する一考察

「電子マネーに関する勉強会」報告書

はじめに 当勉強会の発足と検討の経緯、報告書の構成

本報告書は、日本銀行金融研究所において、平成7年9月に発足した「電子マネーに関する勉強会」における議論を取りまとめたものである。言うまでもなく、電子マネーに関する論点は多岐にわたるが、当勉強会は電子マネーに関する法律問題、とりわけ私法的側面に絞って検討することを目的としている。

現在、さまざまな国において各種の電子マネー・プロジェクトが進められているが、その法的側面が明らかにされているものはほとんどない。電子マネーは、銀行券のような有体物によらずに、現行の現金と同様の機能を実現しようとするものであるが、はたして、それは法的にはどのように捉えられるべきか。その捉え方によって、電子マネーに関連して起こりうる法的諸問題の解決が異なってくるのか。これが当勉強会の発足の問題意識である。

当勉強会の検討対象を私法的側面に絞ったのは、それが電子マネーに関する法律論の出発点になると考えたからである。電子マネーに関しては、金融制度における位置付けや刑法を含めた各種の取締法規との関係といった重要な論点がありうるが、それらの点を考えるうえでも、まず、電子マネーの私法上の扱いを基本に立ち返って検討、整理することが必要と考えたわけである。

当勉強会は、東京大学法学部・内田貴教授、同・神田秀樹教授、同・道垣内正人教授、東北大学法学部・森田宏樹助教授、成蹊大学法学部・藤田友敬助教授の5先生方に、日本銀行金融研究所のスタッフが加わり、8回の会合が開催された。その間の討議内容は、2つに大別可能である。1つは、電子マネーに関する議論との関連を念頭においてなされたプリペイドカード等の既存の支払手段についての法的考察であり、もう1つは、森田宏樹助教授の報告（付2参照）を1つの手掛かりとしてなされた電子マネーについての法的検討である。

もとより、電子マネーという全く新しい支払手段を私法上どのように位置付けるかという問題は、簡単に答えられるようなものではない。本報告書も、ありうべき考え方の一端を示したに止まっている。それでも、電子マネーに関する今後の議論の発展の一助となればと考え、報告書を取りまとめた次第である。

なお、実際の電子マネーの法的問題を検討するに当たっては、各々の電子マネーについての契約（約款）が重要な意味を持つものと思われる。しかし、現在計画ないし実験が進められている電子マネーの具体的なスキームをみると、こうした約款の内容は公表されていない部分が少なくない。また、電子マネーを法的にどのように捉えるか、あるいは、電子マネーの法律構成をどのように考えるかといった問題に明確な解答を与えているスキームも、今のところ見当たらないように思われる。こうしたこともあって、以下においては、特定のスキームを前提として議論するのではなく、後述のような電子マネー全般に共通の問題点について検討がなされていることを付言しておく。

「電子マネーに関する勉強会」参加者

東京大学	内田 貴
東京大学	神田 秀樹
東京大学	道垣内正人
東北大学	森田 宏樹
成蹊大学	藤田 友敬
日本銀行	岩村 充
同	本多 正樹
同	岩下 直行
同	小川万里絵
同	坂本 哲也
同	信森 毅博
同	古市 峰子
同	佐久田健司

キーワード：金銭、私法上の金銭の一般理論、決済手段、電子マネー、電子商取引

1. 電子マネーとその法律構成

(1) 電子マネーの形態と分類

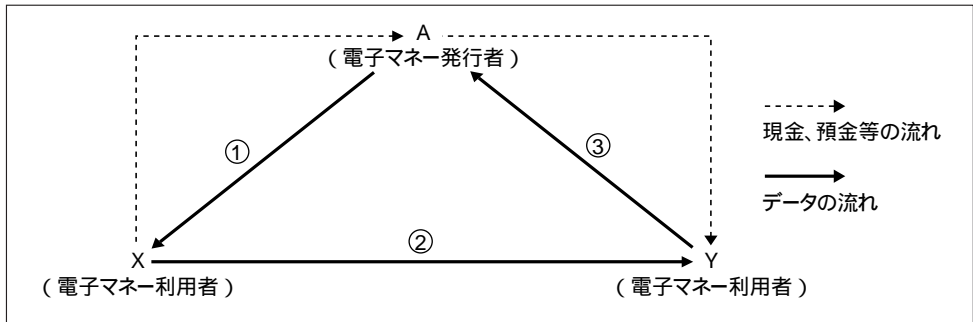
イ．電子マネーの形態

(イ) 基本的形態

電子マネーの定義については定説がなく、どのような仕組みを電子マネーに含めるかは議論のあるところであるが、ここで検討対象とする電子マネーは、おおまかに、発行者から現金や預金等の資金と引換にデータを取得し、当該データを何らかの電子的な方法で直接相手方に移転することによって、相手方に対する支払いに充てることができるものと考えてみる。

これを図示すると、図1のようになる。

図1



すなわち、まず 電子マネー利用者Xは、電子マネーの発行者Aに対して現金、預金等を提供して電子マネーの発行を請求し、これを受けて、AはXに対して、電子マネーに相当するデータを送信する。Xは、Aより受け取った電子マネーを金銭債務の弁済等のために他の利用者Yに送信する。AはYの請求により、電子マネーと引換にYに現金を支払う（またはYの預金口座に入金する）。

(ロ) 電子マネーの主要な側面

(イ)で挙げたような形態を電子マネーの基本的形態と考えとしても、それだけではここで議論の対象となる電子マネーとはどのようなものかはまだ十分明らかではないであろう。そこで、(2)以下の議論の前提として、電子マネーの幾つの特徴的な側面を指摘し、この報告書で検討対象とする電子マネーの範囲を大まかに示すこととする。なお、ここでは、事実としてみられる電子マネーの特徴を記述しているのであって、電子マネーについて法的な観点から厳密な定義付けを行うわけではない。

まず、技術的な観点からいうと、電子マネーという以上、前述の～のプロセス、すなわち電子マネーの発行、流通、回収等のプロセスが電子的な方法によって行われることに電子マネーの特徴がある。それに加えて、電子マネーの偽造、複製、不正使用等を防ぐために暗号技術等を使用した高度のセキュリティ対策が採られて

いることも、その特徴であると考えすることに異論はないと思われる。

次に、スキームの中では、AのXへの電子マネーの発行がXからAへの資金提供と引換になされるという仕組みが想定されていることを指摘できる。Xの立場からみると、電子マネーによるYへの支払い（ ）の前にAへの資金支払いが行われているという意味で前払い（プリペイド）であるということができる。

また、電子マネーのスキームではYがAに資金との引換を請求する（できる）ことも想定されている（以下、この請求を引換請求と呼ぶ）。後述のように、電子マネーの中にはXからYだけでなく、さらにYからZへと転々流通するものもあるが、そのようなものも含めて、電子マネーが流通するのは、電子マネーの保有者であるYやZがいつでもAに引換請求できることが前提となっているともいえる。

ところで、電子的な方法による決済を「決済手段の電子化」と「決済方法の電子化」に分類するという考え方がある¹。また、電子マネーをストアド・バリュー（stored-value）型とアクセス（access）型に分類する考え方もある（例えば、BIS [1996a]）。上記に示したこの報告書で検討する電子マネーの基本的形態は、これらの分類でいう「決済手段の電子化」とか、ストアド・バリュー型というものにほぼ対応するようにもみえる。しかし、それについては若干の留保が必要である。

ストアド・バリュー型とは、それを字義通り解釈すれば電子マネー（たるデータ）それ自体に価値が含まれているということであり、アクセス型とは、クレジットカードや銀行口座振替等の従来の支払手段へのアクセスを電子的コミュニケーション手段によって提供するものという意味のようである。このような分類の背景には、おそらく、アクセス型は従来の支払手段の延長で議論が可能であり、ストアド・バリュー型こそ新しい支払手段として検討すべき問題が多いという考え方があるのであろう。上記BIS [1996a]もストアド・バリュー型に絞って検討をしている。

しかし、このような用語法におけるストアド・バリューとは何かは必ずしもはっきりしない。前述のストアド・バリュー型においては、予めの資金提供と引換にデータが発行されることが多いとみられることからすると、プリペイドであることをもって、ストアド・バリューである、すなわちデータ自体に価値があるとするようにもみえる。しかし、プリペイドであることとストアド・バリューであること、すなわち電子マネーたるデータに「マネー」としての価値を認めるとすることとは本来別の問題のはずである²。この点、ストアド・バリュー型とかアクセス型といった分類あるいは用語法は、結論

1 大蔵省の「電子マネー及び電子決済に関する懇談会」で示されている考え方である。もっとも、電子マネーという用語との関係では、「電子的な方法による決済」全体を電子マネーと呼ぶのか、「決済手段の電子化」に該当するもののみを指すのか、あるいはそれとは別の基準でその範囲を画するのかが、必ずしも明らかではない。

2 同様に、ストアド・バリュー型でないものをアクセス型と呼んでいるようにみえるが、理論的には、それぞれ異なる切り口であるはずである。例えば、ストアド・バリューとはいえないが、既存の支払手段とは異なる（アクセス型とはいえない）ものがあったもおかしくない。その一方で、例えば（小切手の一種である）預手についてこの基準を当てはめると、それが小切手であることを重視してアクセス型とみるのか、それともそれが一種の「プリペイド」型であることを重視してストアド・バリュー型とみるのかが、必ずしもはっきりしない。

を先取りしているような印象を与える点でやや問題があるように思われる³。

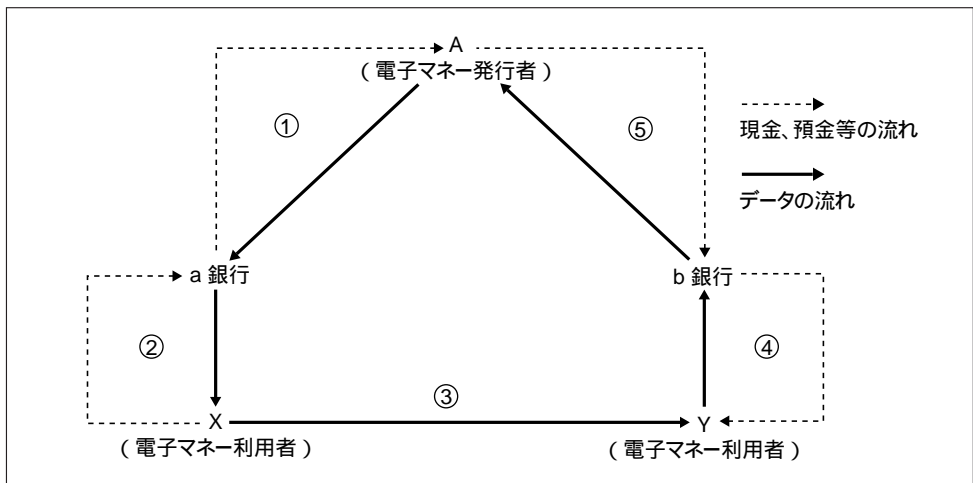
もっとも、電子マネーをプリペイドとすることは、電子マネーをXの資力の問題(信用リスク)から切り離すための手段として重要な意味を持っている。例えば、預めの資金提供を伴わない手形や小切手では、Xの資力如何によってはそれが不渡りになるという信用リスクが存在している。しかし、プリペイドである電子マネーの場合であれば、個々の利用者に関するこのようなリスクは問題とならないから、電子マネーを受け取るYは、誰から電子マネーを受け取る場合であっても専らAに関するリスクを考慮すればよいこととなる。このように、「プリペイド性」は、データ自体の価値の有無という問題とは別に、電子マネーをXの資力の問題から隔離するためのものとして意味があるのであり、この意味において電子マネーの1つの特徴として指摘することができる。

なお、前述のとおり、上記に挙げた電子マネーの幾つかの側面は、「プリペイド性」にせよ、AがY等の電子マネーの保有者からの引換請求にいつでも応じる仕組みであることにせよ、電子マネーの仕組みを現象面から外形的に記述したものであって、法的な性質決定を加えたものではないことに注意する必要がある⁴。

(ハ) 発行者以外の機関が存在するスキーム

電子マネーのスキームの中には、A X Yという3当事者の仕組みではなく、A X、A Yの間に銀行 a、bのような別の機関が入ると説明されるものがある。これを図示すると、例えば図2のようになる。

図2



³ とくに法律論との関係では、ストアド・バリューであるというコンセプトでつくられた電子マネーであっても、それが法律論としても「電子マネーそれ自体が価値を持っている」といえるかどうかは、別の問題であることに留意する必要がある。

⁴ 例えば、発行者AがXに貸出しを行い、Xが貸出しで得た資金を電子マネー発行の払込資金に使うことはありうるが、「プリペイド性」を厳密に議論して、その場合にそれを満たすか否かというような議論を意図しているわけではない。

ここでは、Aは、a銀行の請求により、現金、預金等と引換に電子マネーを発行する。Xは、aに対して現金、預金等を提供して、電子マネーを請求し、aは電子マネーをXに送信する。Xは、aより受け取った電子マネーを金銭債務の弁済等のためにYへ送信する。Yの取引先であるb銀行は、Yの請求により、電子マネーと引換にYに現金を支払う（またはYの預金口座に入金する）。Aは、Yより電子マネーを受け取ったbの請求により、電子マネーと引換にbに現金を支払う（またはbの預金口座に入金する）。

このようないわば5当事者型のスキームを法律論としてどのように捉えるかは1つの問題となる。ただ、基本的には、AXYの3当事者間による形態についての法律構成を考え、それを5当事者型に応用するというで足りると思われる。例えば、a、bはAの代理人であると考え、AXYという関係の中で法律構成するとか、aXY、Aabといった関係に分けて考える等の考え方があり得よう（2（1）口参照）。

したがって、以下では、とくに断らない限り、AXYという基本的な形態（図1）を念頭において議論を進めることとしたい⁵。

口．電子マネーの幾つかの分類

本報告書において検討対象となる電子マネーは、概ねイ.でみたような特徴を持つものであるが、このような電子マネーの中にもさまざまな種類のものがあり、それらを幾つかの異なった観点から分類することが可能である。こうした分類のそれぞれが法的に意味を持つかどうかは（2）以下の検討に譲ることとして、ここでは、一般に行われる電子マネーの分類について簡単にみておくこととする。

（イ）クローズド・ループ型とオープン・ループ型

電子マネーの形態については、利用者が小売店等で電子マネーを利用した後、それが直ちに電子マネーの発行者に戻るもの（「クローズド・ループ型」）と、利用者から他の利用者等へと転々とデータを流通させることが可能なもの（「オープン・ループ型」）という分類が可能である。クローズド・ループ型では、電子マネーの取得者は、取得した電子マネーを一旦発行者へ還流させないと次の決済に利用できないが、オープン・ループ型では、電子マネーをXから受け取ったYは、発行者Aにアクセスすることなく直ちに他の利用者に対し使用することが可能である。

5 AXYという3当事者のスキームでは、発行者Aは銀行であると説明されることが多い。この場合、X、YはA銀行に預金口座を持ち、Aは電子マネーの発行に際し、Xの預金口座を引き落とすことにより資金を受け取ることが可能である。同様に、AはYの口座へ入金することにより、Yの請求に応じることができる。

このように考えると、a銀行、b銀行が介在する5当事者の形態は、利用者X、YがAに預金口座を有しておらず、Xはa銀行に、Yはb銀行に、それぞれ預金口座を有する場合であることが多い。このため、ここではa、bを銀行としている。もっとも、a、bが銀行以外の機関であっても、Aとa、bが一種の提携関係にあるというスキームもありうることに注意を要する。他方、そうした提携関係がなく、a、bの地位がX、Yととくに異ならないと考えられる場合については、口（イ）のオープン・ループ型においてa X Y bと電子マネーが転々流通したケースと同様であると考えられることができる。

このように、オープン・ループ型の場合には、電子マネーが複数の利用者間で転々流通しうるため、クローズド・ループ型にはない特有の問題が生じうる。例えば、XからYへの電子マネーの移転に関する行為に瑕疵があった場合に、当該瑕疵がYから電子マネーを受け取った者Zや、Zからさらに電子マネーを受け取った者にどのような影響を与えるかといった問題があるであろう。

クローズド・ループ型では、電子マネーの受取人Yはそれを他の支払いに充てることはできないから、その分不便であるように見えるが、発行者へのアクセスのコストが極めて低い場合には、両者の機能面での差はさほど大きくない。例えば、後述((八)参照)のソフトウェア型において、端末がネットワークで結ばれているなら、YがXから受け取った電子マネーをAに還流させた後に直ちにAから新たな電子マネーの発行を受け、それを他の利用者Zに対して使用することが可能である。ただ、その場合には、電子マネーがX Y Zと転々流通した場合と異なり、A X Yの法律関係とA Y Zの法律関係は切断されると考えるべきであろう。

(ロ) 残高管理型と電子貨幣型

電子マネーの技術的側面に着目すると、その形態として、入金と出金との差引残高(保有残高)の金額のみを管理し、電子マネー自体は個性を持たないもの(「残高管理型」と、個々の電子マネーが額面金額、識別番号等の情報を持ち、それぞれを区別することが可能なもの(「電子貨幣型」と)がある。残高管理型の場合は、異なる取引で取得した電子マネーがすべて残高金額として合算されるため、入金と出金が繰り返された場合、残高として残っている電子マネーが誰から受け取ったものか判別できなくなるのに対し、電子貨幣型では、常に特定可能である。

このような個々の電子マネーの識別可能性の有無と関連して、残高管理型と電子貨幣型のそれぞれについて次のような特徴を指摘しうると思われる。すなわち、残高管理型では、個々の電子マネーが個性を持たないことから電子マネーに匿名性がいわば自動的に付与されるのに対し、電子貨幣型では、一般的には匿名性が失われるが、技術的な工夫により匿名性が付与されるスキームを構成することも可能である。また、個々の電子マネーの識別情報等を管理する必要がない分、残高管理型のほうが電子貨幣型に比してコストを安価とすることが容易であると考えられる。一方、電子マネーの偽造や不正な二重使用が行われた場合等には、残高管理型ではその検出が困難であるのに対し、電子貨幣型の場合には不正使用を検出しうる。

(ハ) カード型とソフトウェア型

電子マネーは、外形的な特徴からは、ICカードのような専用のデバイスに電子マネーを格納する形態(「カード型」と、専用のソフトウェアをパソコン等に組み込み、その記憶装置に電子マネーを格納する形態(「ソフトウェア型」)に分類可能である。

カード型とソフトウェア型との重要な相違の1つとしては、その使用形態の相違が挙げられる。すなわち、カード型の場合には、カードをネットワークの端末に接続してネットワークにおける取引の決済手段として使用できるほか、カードを携帯

して店頭における物品の購入等にも使用することができるが、ソフトウェア型では、カードのように容易に携帯しうるデバイスは使用されないため、主としてネットワーク上での取引での使用が想定されているとみられる。

なお、カード型の電子マネーについては、データ自体が電子マネーの本質であって、ICカードはデータを格納する容器にすぎないとする考え方を採らず、ICカード自体が有価証券であるとの見方もありえないではない。しかし、電子マネーにおいて重要な役割が与えられているのはデータを格納するデバイスではなくデータ自体であるから、ICカードを有価証券とみることは妥当でないと思われる⁶。

(2) 電子マネーの法律構成

(1)においては、電子マネーを幾つかの観点から分類しつつ、それぞれの特徴について簡単に見てきたが、ここでは、こうした電子マネーの法律構成を検討し、さらにその法的検討のあり方を考察する。

イ．考えうる法律構成

電子マネーの法的検討を行うに当たってはさまざまなアプローチの仕方がありうるが、その1つとして、プリペイドカードやクレジットカードのような既存の支払手段について従来から行われている法的考察を手掛かりに、どのような法律構成がありうるかを検討するというアプローチが考えられる。こうしたアプローチから考えうる構成としては次のようなものがある（なお、既存の支払手段の法的問題に関する検討については、付1を参照）。

(イ) 金銭債権構成

電子マネーのシステムでは、YはXからデータを受け取ることによりAに対し引換請求をすることが可能となる。このようなYからAへの引換請求が可能となるのは、データを受け取ることによりYがAに対する金銭債権を取得するからであると考えるのは、1つの自然な構成であろう。電子マネーをAに対する金銭債権とし、

A X間での電子マネーの発行により、XがAに対する金銭債権を取得し、X Y間のデータの移転により、当該金銭債権がXからYに移転し、Yはこの金銭債権によりAに対し支払いを請求すると考えるわけである。なお、上記の(イ)においてAに対する金銭債権をXからYへ移転する方法としては、債権譲渡のほか、債権者の交替による更改（民法515条）とすることもありえよう⁷。

6 仮にICカードが有価証券であるとする、電子マネーの移転はICカード自体の交付により行われることとなるのであろうが、このような説明は実際の電子マネーのスキームと整合的ではないと思われる。

7 電子マネーの移転を債権譲渡とするか更改とするかによって、幾つかの点に相違が生じる。例えば、債権譲渡はX Y間の合意により可能である一方、更改にはA X Y間の合意を要する。また、債権譲渡ではA X間の債権が同一性を保ちつつA Y間の債権となるが、更改ではA X間の債権とA Y間の債権との間に同一性はない。

(ロ) 債務引受構成

プリペイドカードやクレジットカードの法的構成についての議論においては、小売業者等におけるカードの利用により、カード利用者の代金債務がカード会社に引き受けられるとの説明がなされることがある(付1.1.(2)イ.および2.(2)ロ.参照)。このような構成を電子マネーに当てはめると、XY間での電子マネーの使用によりAがXのYに対する代金債務等の金銭債務を引き受けるといふ構成が考えられる。この構成においては、AX間でのデータの発行において、AはXに対し、後日Xが電子マネーを使用した時点で自らがXの代金債務等の金銭債務を引き受けるとを約する。そして、データがXY間で移転されることで、XのYに対する金銭債務がAに引き受けられ、YはAにデータを送信することで、Aに対し当該金銭債務の履行を請求することとなる。

(ハ) 支払指図構成

電子マネーたるデータによって支払指図がなされているとみることも考えられよう。すなわち、この構成では、AX間でのデータの発行において、XがAに対しXのデータによる指図に従い支払をなすことを委託する。そして、XY間のデータの移転により、XがAに対して支払権限を授与する一方、Yに対してはAからの支払いを受領する権限を授与する。その後、データがYからAに送信されることにより、XのAに対する支払権限授与の意思表示がAに伝達され、これによりAからYに対する支払いがなされると捉えることになる。

なお、このように電子マネーを支払指図の手段と捉えると、これを比喩的に「電子化された小切手」であるとする見方にも繋がらう。もっとも、電子マネーを通常の小切手になぞらえるのであれば、XがYに電子小切手を振り出し、Xの委託を受けたAがYの請求により支払うとみることにならうから、電子マネーの発行者はAではなく、小切手の振出人に相当するXであると説明する必要があるように思われる。電子マネーの発行者をAと捉えるのであれば、電子マネーの発行は、むしろ「電子化された小切手」といっても、いわゆる預手(自己宛小切手)の振出に相当するとみるべきであろう。

ロ. 法的検討のあり方

このように、既存の支払手段についての議論を参考とすると、幾つかの電子マネーの法律構成をあげることが可能である。そして、こうした幾つかの法律構成の中から電子マネーに最もふさわしい法律構成を決定し、それによって電子マネーに関する法的問題を検討するというアプローチも考えられよう。しかし、このようなアプローチについては、次のような問題を指摘できる。

まず、第1に指摘しうるのは、電子マネーにおいては、データ自体の意味をより重視した法律構成(の可否)を検討する必要があるということである。イ.に挙げた法律構成では、例えば「電子マネーは金銭債権である」といった説明をするわけであるが、その場合の金銭債権はデータと離れて抽象的に存在し、データ自体は金銭債権の金額等を決定するうえでの資料、証拠にすぎないということになりそうである。

しかし、実際の電子マネーのスキームにおいては、データそのものが極めて重要な役割を担っている（それ故に、データ保護のために暗号技術を用いた高度のセキュリティ対策が用いられている）。少なくとも開発のコンセプトとしては、データを授受することによって（現金を授受するのと同様に）金銭債務を履行することを目指したものである。とすれば、電子マネーを法的に説明する場合にも、こうしたデータの役割の重要性に正面から着目し、「電子マネーたるデータ自体に金銭的な価値がある」ということを出発点に法律構成を構築することができないか検討すべきであろう。ところが、既存の支払手段についての法律論から出発する限り、そのような考え方が抜け落ちてしまう可能性が高い。

第2に、第1の点として指摘したような問題意識から電子マネーの法的な検討を行うには、そのための議論の枠組みが必要であろう。既にみたように（（1）イ・（ロ）参照）、プリペイドであることをもって電子マネーたるデータに金銭的な価値があるという議論はありうる。しかし、法律論として「データ自体に価値がある」という議論をするには、その前提として「金銭」や「金銭価値」といった概念についての整理が必要であろう。また、そもそも「どういったものが新たな支払手段として検討されるべき電子マネーに含まれるのか」とか、「電子マネーと既存の支払手段とはどのような点が異なるのか」といった問題も生じるが、こうした問題は、単に各々の支払手段を個別的に検討するだけでは解決しえない。こうした問いに答えるには、電子マネーと既存の支払手段の双方を含みうる議論の枠組みを設定し、その枠組みにそって検討を進めることが必要と思われるのである。

勉強会では東北大学・森田助教授に、電子マネーや既存の支払手段を含む議論の枠組みを試論として提示していただいた。

八．「私法上の金銭の一般理論による電子マネーの法的分析」

勉強会において東北大学・森田助教授によりなされた報告「私法上の金銭の一般理論による電子マネーの法的分析」の概要は次のとおりである（同報告の詳細な内容については、付2を参照）。

- （1）金銭債務の弁済を現金通貨により行う場合は、金銭債務の弁済は現金通貨の所有権の移転によりなされる。しかし、現金通貨については、有体物としての紙または金属が重要なのではなく、そこに含まれた「価値」こそが現金通貨の本質的要素であるとされることが多い。とすると、金銭債務の弁済において本質的なのは、有体物としての現金通貨の所有権の移転ではなく、現金通貨に含まれる金銭的な「価値」の移転にある。そのような「価値」を「支払単位」と呼ぶ。このように考えると、金銭債務は基本的に「支払単位」の移転により弁済されるということができる。
- （2）しかし、「支払単位」そのものは抽象的な価値であるから、その移転を法的に可能とするには、まずその価値を一定の媒体に組み込んでそれがある者に排他的に帰属しうる状態を作り出したうえで、それを何らかの方法で移転する必要がある。このような支払単位の組み込まれた媒体を「通貨媒体」とし、

そうした支払単位の移転を可能とする手段を「通貨手段」と呼ぶこととする。そうすると、さまざまな決済方法は、このような「通貨媒体」と「通貨手段」の組合せにより構成されていると説明できる。例えば、現金通貨の場合には、紙ないし金属といった有体物が「通貨媒体」であり、その所有権を移転することが「通貨手段」ということとなる。

- (3) いかなるものが「通貨媒体」として認められるか。現金通貨が通貨媒体であることは異論がない。また、判例において銀行の自己宛小切手(預手)の交付が金銭債務の有効な弁済の提供となるとされていることから考えると、要求払い預金(以下「預金通貨」という)についても通貨媒体とみることが可能である。そして、通貨媒体としての預金通貨は、銀行振込、小切手、クレジットカード、デビットカード等により移転される(すなわち、債務者の口座から預金引き落とされる一方、債権者の口座に入金が行われる)。これらの支払手段はまさに預金通貨の移転を行うための通貨手段といえる。これらのさまざまな通貨手段は、預金通貨の移転のための支払指図としての性格を有するといえる。
- (4) 電子マネーについても、それを通貨手段と捉える方向と通貨媒体と捉える方向がありうる。電子マネーを通貨手段と捉える場合、利用者Xは、発行者Aから電子マネーの発行を受けた時点で、Aに払い込んだ金額についてAに対し包括的な支払委託をなし、その金額内での個別の支払指図が、電子マネーのX→Y→Aへの移転を通じてAに伝達されると構成できる。このような電子マネーは、支払指図の手段であると捉えられることから、「指図型」と呼ぶことができる。
- (5) 電子マネーそのものが通貨媒体であるとも考えることも可能である。その要件は、電子マネーが、ある者に排他的に帰属しうる財産権であること、支払単位が組み込まれていること、他の通貨媒体に転換することなく直接に決済に用いることができること、である。こうした要件を満たす電子マネーは、「媒体型」と呼ぶことができる。

二．「私法上の金銭の一般理論」による検討の意義

以上のような「私法上の金銭の一般理論」による検討は、「通貨媒体・通貨手段」という概念を用いることによって、種々の支払手段を統一的な観点から整理することを試みたものである。従来は、「金銭とは、(民法402条の)通貨=強制通用力を持つもの=現金であり、それ以外のものは金銭類似の機能を有するものであっても金銭そのものにはない」という考え方が前提にあったように見えるが、それにとらわれる必要はないことを示したところに特徴がある⁸。さらに、電子マネーについても、

8 ここで預金通貨が通貨媒体であるとするこの意味は、預金移転した場合に金銭債務は(本旨)弁済により消滅するということであって、金銭債権の債権者が預金による弁済を拒絶しえないということまでは意味しないことに注意を要する(付2・1・(3)八・参照)。

「私法上の金銭の一般理論」から導き出される「指図型・媒体型」という概念を提示し、「媒体型」の電子マネーにおいては電子マネー自体が「通貨媒体」であるとする事により、「電子マネーたるデータ自体に金銭的な価値がある」という構成に法的な観点から基礎付けを行っている点にも意義があるものと思われる。

このような「私法上の金銭の一般理論」は、決済に関する議論の枠組みの設定を主な目的とするものであるため、これにより電子マネーに関する具体的な法的問題に直ちに結論が与えられるわけではない。しかし、電子マネーについての「指図型・媒体型」といった構成は、電子マネーに関する具体的な法的問題を解決するうえでも一定の手掛かりとなりうるものと考えられる。そこで、2.においては、こうした枠組みを手掛かりの1つとして、電子マネーに関する法的諸問題の検討を行うこととしたい。

2. 電子マネーをめぐる法的諸問題

電子マネーをめぐる具体的な法的問題としては、その私法的な側面に限ってもさまざまなものを指摘しうると思われるが、以下においては、先にみた「私法上の金銭の一般理論」において提示された「指図型・媒体型」という概念を1つの手掛かりとして、そうした問題の幾つかをみていくこととする。

(1) 電子マネー発行者の倒産時の損失分担

電子マネーでは、その保有者が発行者に対し、いつでも資金への引換請求ができる仕組みとなっている。ところが、発行者が倒産すると、その請求に応じられなくなる。そうなれば、誰もその電子マネーを受け取らなくなるであろう。この場合の損失分担はどうなるであろうか。

イ. 基本的な考え方

A X Yという3当事者による電子マネーの基本的形態(1.(1)イ.(イ)参照)において、Aが破産した場合を考えよう。Xが電子マネーを保有しているときには、指図型、媒体型いずれにおいても、Xが破産債権者となり、破産手続に参加していくことで問題はないであろう。

9 なお、媒体型の場合には、データ自体に金銭としての価値があるという説明になるから、データを有することが直ちにAに対して債権を有することを意味するわけではない。しかし、データを有するXないしYはAに対して引換請求をなしうるのであって、このAに対する引換請求権をもってAの破産手続に参加することができるかと解することは可能ではないかと思われる。

Yがデータを保有している場合にも、Yが破産債権者になる。ただ、XがYに対する金銭債務（原因関係上の債務）を履行するために電子マネーをYに対して使用していた場合には、XとYとの間で発行者の倒産による損失をいずれが負うかという損失分担の問題が生じる。この点、媒体型の場合は、電子マネーたるデータ自体が通貨媒体なのであるから、データを債権者が受け取った時点で金銭債務は消滅し、その後Aが請求に応じられなくなることから生じる損失は、Yが負うことになろう。

指図型の場合は、Yがデータを受け取ったとしても、それだけでは債務は消滅せず、それに相当する金額の預金通貨が確実にYに移転された時点で初めて、債務が消滅するとの考え方がありうる。小切手が「支払いのために」交付された場合と同様に考えるわけである。他方、プリペイドカードやクレジットカードは通貨媒体ではないが、その場合にも当事者X・Y間に、YはXに別途請求しない、あるいはXを免責させる旨の意思表示しの特約があると考えられている（付1・1・(2)イ・および2・(3)イ・参照）。電子マネーにおいてもこのような考え方を適用し、Yがデータを受け取った後は、Xに請求できず、発行者の倒産リスクはYが負うという解釈も十分成り立つように思われる。

ロ．加盟銀行が存在する場合の損失分担

電子マネーの発行者Aと利用者X・Yの間に銀行a、bのような別の機関が入る場合（1・(1)イ・(ハ)にいう5当事者型〈図2〉）かかる主体（以下「加盟銀行」）は電子マネー発行者の支払不能リスクを負うかという問題がある。

結論的には、これは媒体型・指図型という法律構成の違いというより、制度設計の仕方の問題であるように思われる。基本的な考え方として2つの筋道がありうる。

発行者が加盟銀行を通じて利用者に対して電子マネーを発行すると捉える方向

1つは、電子マネーを利用者に発行するのはAであって、加盟銀行は利用者に対するいわば窓口に相当する、つまり、発行者の代理人¹⁰として電子マネーを発行すると捉える方向である。

この場合、加盟銀行が利用者X、Yの請求に応じていたとしても、発行者Aの代理人として応じていたにすぎず、Aの倒産の前後を問わず、利用者が加盟銀行に対して電子マネーの引換請求権を持つわけではない。利用者は、倒産した発行者に対して、直接請求していくことになる。加盟銀行は、発行者倒産後における利用者からの引換請求に応じる負担は免れ、自ら保有している（発行者に請求前の）電子マネー相当額についてのみ発行者の支払不能リスクを負う。

10 a、bが厳密な意味においてはAの代理権を有しないが、Aの電子マネーの発行・回収等の事務を取り扱っているという場合を含む。

発行者・加盟銀行間の関係と加盟銀行・利用者間の関係を切断して捉える方向

もう1つは、発行者・加盟銀行間の関係と、加盟銀行・利用者間の関係を切断して考え、あくまでも利用者との関係では電子マネーの発行者は加盟銀行と捉える方向である。このように考えると、Aが倒産したとしてもそれはAと加盟銀行間の問題であるとして、利用者が加盟銀行に対して請求することが可能になる。

しかし、このとき個々の加盟銀行が、どの電子マネーについて、どのように責任を負うかが問題となる。制度の仕組みとしては、幾つかありうる。

例えば、A a Xと発行された電子マネーの発行者は、XやYとの関係ではaであり、aやbとの関係ではAであると考えてみよう。YがXから電子マネーを受け取った時点でAが倒産した。

(i) 自らを通じて発行した電子マネーについてのみ責任を負うとの考え方

まず、それぞれに加盟銀行を通じて発行された電子マネーが他の電子マネーと区別できることを前提に（電子貨幣型であることが必要）それぞれの加盟銀行は自らを通じて発行された電子マネーについてのみ責任を負うという考え方がある。この場合、Aの倒産後はbはYからの請求に応じる義務はなく、Yは直接aに請求していくという仕組みが考えられる。

(ii) 加盟銀行間の連帯

各々の加盟銀行は、いずれの加盟銀行が発行した電子マネーについても利用者からの引換請求に応じる義務があるとしつつ、利用者からの引換請求に応じた加盟銀行は他の加盟銀行に求償することも考えられる（いわば加盟銀行間で連帯保証がなされているとの説明となろう）。ただ、その場合、理論的には、1つの加盟銀行がAの発行した電子マネーの全額について、利用者から請求を受け、立替払を強いられる可能性がある。これは利用者の保護に厚い一方、加盟銀行にとっては、立替払に伴う流動性リスクや他の加盟銀行の倒産リスクも引き受けることになることに留意する必要がある。

また、加盟銀行間における求償の仕方については、ルールを作っておく必要がある。この点については、電子貨幣型と残高管理型では、求償のルールが異なってくる可能性がある¹¹。

また、上記の、のようにAと加盟銀行のいずれかが責任を負うという考え方ではなく、その双方が利用者に対し一定の責任を負うとするスキームも考えられよう。例えば、のように発行者をAと解しつつ、Aの支払不能時には加盟銀行が連帯して利用者の請求に応じるとか、のように発行者をaとしつつ、aの支払不能時には、利用者は、他の加盟銀行のみならずAにも請求ができるような仕組みである。

11 電子貨幣型の場合、どの加盟銀行を通じて発行されたかを基準とすることができるのに対し、残高管理型では、その識別が不可能であるからである。

(2) データの不正取得・偽造・複製

ここでは、電子マネーたるデータが不正取得・偽造・複製された場合について検討する。検討に際しては、不正取得とか偽造という言葉の意味を明確にしておく必要がある。

まず、「データの不正取得」とは、電子マネーの保有者Xから、Zが当該電子マネーの排他的な支配・管理を不正に取得する場合である。Zが取得した分、Xが支配・管理を失うため、全体として電子マネーの発行額は増加しない。例えばカード型電子マネーのICカードを盗取したり、データ自体をXの意思によらずに取得するケースが考えられる。

「データの偽造」とは、発行者以外の者が電子マネーのデータと同様に機能しうるデータを不正に作出した場合である。偽造されたデータは正当なものとはいえないが、これを含めると全体の発行額は増加する。

「データの複製」とは、「偽造」の場合と同様に発行者以外の者がデータを不正に作出した場合であるが、真正なデータをコピーすることによって「全く同一のデータ」が作出された場合である。

有体物である有価証券等では、無権限者による作成はすべて「偽造」であって、ここでいう「偽造」と「複製」のような区別はなされない。しかし、データが不正に作出される場合には、有体物の場合とは異なり、その性質上本物と偽物との区別がおよそ不可能な場合がある。電子貨幣型の電子マネーの「偽造」においては、仮に本物と同様に機能しうるデータが作出されても、個々の電子マネーたるデータに識別情報（シリアルナンバー等）が付されていることから、データの真贋を判別しうる場合がある（すなわち、真正に作出されたデータとは異なる識別情報を有するデータが偽造された場合には、発行者等が管理している識別情報との照合により、当該データが偽造されたものであることが判明する）。しかし、電子貨幣型であっても、データのコピーがなされたような場合には、全く同一の識別情報を有するデータが不正に作出されるため、複数存在する全く同一のデータのうちのいずれが「偽物」かを判別することはできない。そのようなデータの性質に注目して、「データの偽造」と区別して「データの複製」を観念することができる。

なお、残高管理型の場合には、データの識別情報のようなものは存在しないから、データが真正なものと同様に機能しうる限り、データの真贋の区別は不可能である。よって、残高管理型の「偽造」の場合には、電子貨幣型における「偽造」と「複製」のような区別はなしえない。

もちろん、電子マネーたるデータが不正に作出された場合には、事実としてはデータの真贋の区別がつく場合とつかない場合があるとしても、法的にもこれらの場合を区別して論じる必要があるかどうかは検討の余地がある。銀行券や有価証券等の有体物の場合にはこのような区別はなされないから、データについても「偽造」と「複製」のような区別は必要なく、いずれの場合も有体物の偽造と同様に扱えば足りるとする考え方がありうる。その一方で、電子貨幣型の「複製」の場合および残高管理型の場合には、有体物の場合と異なりおよそデータの真贋の区別がつかないのであるから、この場合を有体物の偽造と同様に扱うことはできないとする考え方もありえよう。

イ．媒体型かつ電子貨幣型の場合

データの不正取得

媒体型の電子マネーの場合には、データそのものに支払単位が組み込まれているから、Zがデータを取得すれば支払単位を取得すると考えられる。そこで、Zはデータを有している限りAに対して引換請求可能とすることが素直であろう¹²。また、Zからデータを受け取った者についても、同様にAに請求することができると考えられよう。ただし、現金についての判例理論によれば、Zからデータを受け取った者が悪意である場合には、Xからの不当利得返還請求が可能であることになろう。

なお、電子貨幣型の場合には、個々のデータが識別情報を有することから、データが移転されても個々のデータの特定性は失われないとも考えられる。そのように考えるのであれば、データの正当な権限者はあくまでXであり、ZないしZからデータを受け取った者は無権限者であるとも考えられることありえないではない。ただ、その場合には、Xから無権限者に対するデータの物権的返還請求のようなものとか、善意の転得者保護のための善意取得のようなものを観念することになろう。しかし、そのように解した場合には、データ自体が通貨媒体としての要件を満たすといえるかには疑問が生じることとなる(この点に関しては、付2.1(3)口(口)参照)。

一方、電子貨幣型の場合に個々のデータが識別情報を有するとしても、そのことだけでは個々のデータの特定性が保たれると考えることはできないと解する¹³のであれば、データの物権的返還請求権のようなものは観念されないこととなろう。

データの偽造

電子マネーたるデータが偽造された場合には、当該データには支払単位が組み込まれているとみることはできないから、Aは偽造したデータにより請求を受けた場合には支払義務を負わないとするのが1つの考え方であろう。これはちょうど、手形の偽造が物的抗弁になるのと同じことである。偽造されたデータを受け取った者が被る損害は、データを偽造・行使した者により賠償されることになる。

データの複製

データの複製を偽造ととくに区別して考える必要はないと考える立場によれば、Aは真正に作出されたデータによる請求以外に応じる必要はないこととなる。ただ、当該データが偽造されたものであることの立証責任はAにあるから、データが複製

12 現金についてのいわゆる「占有=所有権」論を採ったのと同じことになる。

13 電子貨幣型の場合には識別情報により個々のデータの識別が可能であるが、そのことはデータの物権的返還請求のようなものが観念されるための前提となるデータについての「特定性」が認められることを直ちには意味しない。例えば、銀行券について考えても、個々の銀行券には一種の識別情報として記番号が付されており、その意味においては特定性があるともいいうるが、それをもって個々の銀行券を区別し、例えば個別の銀行券の物権的返還請求権を観念することはなされていない。銀行券について物権的返還請求が認められるには、「封金」のような形での「特定性」が必要であるとされている。仮にデータについて物権的返還請求のようなものを観念するとしても、その前提としてデータについてのどの程度の「特定性」が必要と解するかには検討の余地がある。

された場合には、Aは事実上偽造であることを立証できず、利用者からの引換請求に応じざるをえないということとなる。

一方、データの複製においては偽造の場合とは異なりデータの真贋の区別がおよそ不可能であるから、データの複製を偽造と同様に解するのは妥当ではなく、この両者を法的に区別すべきであると考えるのであれば、複製の場合には偽造の場合と異なる何らかのルールを考える必要があることになる。例えば、真贋の区別がおよそつかないデータについては、すべて一応真正なものとして扱い、あとは複製者ないし二重使用者に対する損害賠償請求や抗弁で解決するというようなルールもありうると思われる。

ロ．媒体型かつ残高管理型の場合

データの不正取得

残高管理型であっても、媒体型である限りは、イ . の場合と同様に、データを有する者がAに請求するとされることに変わりはないと思われる。なお、残高管理型の場合には、個々のデータに特定性はないから、Zを無権限者と解したうえでデータの物権的な返還請求や善意取得のような枠組みで対処することは、より困難であるように思われる。

データの偽造・複製

この場合には、データの真贋の判別が不可能であるから、イ . （データの複製）の場合と同様の問題が生じる。

ハ．指図型かつ電子貨幣型の場合

データの不正取得

指図型においてXのデータがZにより使用された場合を考えると、XのAに対する支払指図は未だなされていないから、Zは支払いを受ける権利を有しない。Aは無権限者Zに支払う義務を負わないと考えるのが原則のように思われる。また、Zがデータを他の利用者に対して使用した場合にも、その者がAに対して引換請求をすることはできないであろう。同じく、Xから正当にデータを受け取ったYのデータを不正取得者Zが使用した場合であっても、ZはXから支払指図を受けた者ではないから、無権限者としてAに請求することはできないといえよう。いずれの場合にも、権限者であるXまたはYの無権限者に対するデータの物権的な返還請求のようなものを観念することも考えられる一方、Zから善意でデータを受け取った者を保護するため、手形・小切手において認められる善意取得や権利外観理論のような枠組みが必要となるとも考えられうる¹⁴。

14 この場合は、イ . とは異なりデータ自体が通貨媒体ではないことに加え、個々のデータの特定が可能であることから、データについて物権的な返還請求や善意取得に類する枠組みを観念することは比較的容易であるように思われる。

このように、指図型の場合にはAは無権限者により使用されたデータによる引換請求に応じる義務はないというのが原則であるが、Aが無権限者（または無権限者からデータを受け取った者）に対して支払った場合に、その支払いによりAがXに対する関係において免責されるかどうかは別個の検討を要すると思われる。

データの偽造

A X間の委任契約においては、指図型におけるAに対する支払指図は、真正に作出されたデータによってなされることが当然の前提となっているであろうから、イ.の場合と同様に、Aは偽造されたデータについては引換義務を負わないと考えるのが原則のように思われる。

データの複製

イ.の場合と同様に、真贋の区別がつかない複数のデータをどのように扱うかという問題が生じる。

二．指図型かつ残高管理型の場合

データの不正取得

ハ.の場合と同様に、Zは無権限者であり、ZおよびZからデータを受け取った者に対してはAは引換義務を負わないと考えるのが原則となろう。また、残高管理型であるため、個々の電子マネーの特定は不可能であるから、無権限者からデータを受け取った者を保護すべきであると考えとしても、善意取得のような枠組みによることは比較的困難である。

データの偽造・複製

ロ.の場合と同様の検討が必要になると思われる。

(3) データの消滅

電子マネーにおいてデータが消滅した場合、データの保有者（XまたはY）は、Aに対して引換請求をなすうか。

ここで検討する「データの消滅」とは、データを格納するICカード等の損壊によりデータの読み出しが完全に不可能となったり、データ自体が何らかの理由で消滅するなど、電子マネーたるデータが何人によっても使用することができなくなる場合である¹⁵。消滅した分、全体の発行額は減少する。また、利用者が消滅の事実を立証しうることが前提となる。

15 よって、ここでは、例えばICカード等のデバイスは損壊したものの、そこに記録されたデータを何らかの方法で確認することが可能であるといった場合は含まない。なお、データが何らかの方法で確認可能な場合には、利用者が発行者に対して引換請求をなすうと解することができるであろう。

イ．媒体型の場合

媒体型の場合には、データ自体が通貨媒体であるから、データが消滅した場合には支払単位自体が消滅する。よって、利用者はAに引換請求できないとするのが1つの考え方である。これは、銀行券については、物理的に完全に消滅した場合には、消滅の事実を立証したとしても、発行者たる中央銀行に再発行等を請求しえないと考えられていることとパラレルに捉えることができる。もっとも、データ自体が通貨媒体であることから直ちに銀行券と同様に捉える必然性はないとの考え方もありうる。この点はさらに検討する余地があろう。

ロ．指図型の場合

指図型の場合において、X Y間で電子マネーが使用された後にYの保有するデータが消滅した場合を考えると、Xは既に支払指図を行っているから、YはAに対し引換請求をなす権利を取得したこととなる。よって、YはAに対し、Xが支払指図を行った（すなわち、XがYに対して電子マネーを使用した）ことを何らかの手段で立証すれば、当該権利に基づいてAから支払いを受けうると考えるのが自然のように思われる。

一方、Xがデータを使用する前にその保有するデータが消滅した場合には、Xはデータによる支払指図を行うことができなくなるから、XはAとの間の委任関係を解消して、電子マネーの発行時に払い込んだ金額についてAから返還を受けうると考えられる。あるいは、Aに払い込んだ金銭を預金と考えるのであれば、その払戻しを請求することが可能であるともみられよう（指図型におけるA X間の関係に委任契約の側面と預金契約の側面がありうることについては、付2.1.(4)ロ.参照）。

(4) 電子マネーの差押

電子マネーの差押をどのようにして行うかは1つの問題である。まず、媒体型の場合を考えると、媒体型の場合はデータ自体が金銭としての価値を有するから、データ自体を差し押さえると考えるのが自然であろう。もっとも、法律上は、「データ」の差押についての明示的な規定は存在せず、このように解した場合の扱いは必ずしも明らかではないが、現在の民事執行法の文理解釈からは「その他の財産権」（同167条）として債権執行の手続きによることとなりそうである。一方、指図型の場合には、データの保有者が発行者に対して有する支払請求権（債権）を差し押さえると解するのが素直であろうが、この場合にも同様に債権執行の手続きによることとなる。

もっとも、このように電子マネーの差押を債権執行の手続により行うということは、発行者に対して差押命令を出すことを意味するが、それだけでは十分ではない。電子マネーの保有者から、債権そのものとは別個に存在するデータが、差押後に債権とは別個に移転されることがないようにするための手当てが必要のように思われる。

また、こうした考え方とは別に、電子マネーたるデータが格納されているICカード（ソフトウェア型の場合はハードディスク等）を差し押さえるとする考え方もありうる。このように解する場合には、差押の手続は動産に対する強制執行（民事執行法122条以下）によることとなる。この場合には、執行官が差し押さえた動産を用いてそこに格納された電子マネーについて発行者に支払いを請求するか、電子マネー（およびデータを格納したICカード等）を売却する（同134条）こととなると思われる。しかし、こうした場合には、執行官ないしICカード等の買受人が発行者に対して実際に請求をなすことを可能にするような手当て（例えば、パスワードが設定されている場合には、そのパスワードを執行官等が知ることができるようにすること等）が必要とならう。

おわりに

以上、本報告書では、これまであまり論じられていない電子マネーの私法的側面について、若干の検討を試みた。ここでの議論は、現金や電子マネーを含む支払手段全般を統一的な観点から整理するための枠組みを構成し、電子マネーに関する個々の問題に解決の手掛かりを与える1つの試みとして意義があると考えている。

もっとも、本報告書では、なお検討の不十分な点は少なくない。また、電子マネーについて立法的対応の必要性を説く見解が多いが、具体的にどのような立法が望ましいかは難問であり、本報告書では、その点についても触れられてはいない。このように、検討すべき課題は多く残されているが、本報告書が今後電子マネーの法的検討を進めていくうえで、1つの方向性を示すことができたとすれば、本報告書の目的は達せられたことになるであろう。

付1：現行の各種支払手段に関する考察

勉強会では、電子マネーの法的検討の手掛かりを求めるという趣旨から、プリペイドカードをはじめとする既存の各種支払手段についてどのような議論がなされているかをレビューするとともに、若干の議論を行った。以下は、現在利用されている支払手段のうち代表的なものにつき、電子マネーの議論へのインプリケーションを念頭において行われた議論の一部である。

1．第三者発行型プリペイドカード

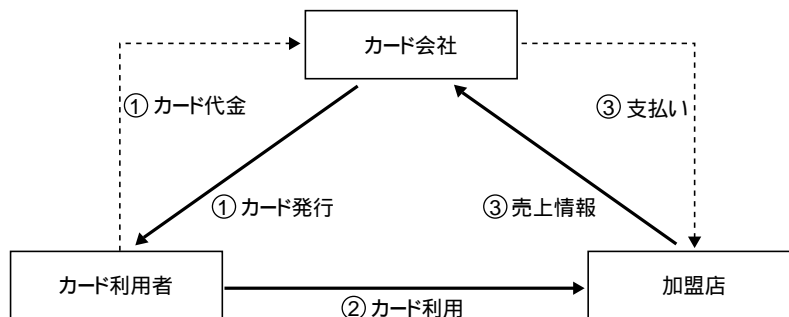
(1) 仕組み

プリペイドカードには、カード利用者がカードの発行者に対してのみカードを利用することができるもの（自家発行型）と、カードの発行者（カード会社）以外の者（加盟店）に対しても（あるいは、専ら加盟店に対してのみ）カードを利用することができるもの（第三者発行型）があるが、このうち電子マネーの議論の参考となるのは後者の第三者発行型であろう。こうした第三者発行型プリペイドカードの仕組みは、概ね次のように整理することが可能である。

カード会社は、カード利用者に対しプリペイドカードを発行し、カード代金の支払いを受ける。

カード利用者は、加盟店（カード会社との間で加盟店契約を締結しており、カードによる支払いを受け入れる小売業者等）に対する代金債務等の支払いをプリペイドカードにより行う。

カード会社は、加盟店の売上情報（プリペイドカードによる売上げの金額等）を加盟店からの通知等により確認し、これに基づいて加盟店に支払いを行う。



1 自家発行型と第三者発行型の区別については、前払式証券の規制等に関する法律2条4項、5項を参照。

(2) 法律構成

イ．免責的債務引受構成

このような第三者発行型プリペイドカードの法的な説明としては、カードの利用によりカード会社がカード利用者の加盟店に対する代金債務等の金銭債務を免責的に引き受けるとされることが多い。すなわち、まず、カード会社と加盟店との間の契約（加盟店契約）において、カード利用者が将来加盟店に対して負う代金債務につきカード会社が免責的に引き受ける旨の包括的合意がなされるものとする。その後、

カード利用者がカードを購入することにより、債務引受についての契約が成立する。そして、加盟店においてカードが利用されることにより、カード利用者の加盟店に対する代金債務がカード会社に引き受けられ、カード会社は加盟店の売上情報を確認して、自らが引き受けた債務の弁済として加盟店に支払うこととなる。

この構成は、カード利用者が加盟店に現金を支払わずに、カード利用によって加盟店に対する代金債務を免れる点に着目し、これを免責的債務引受という概念を用いて説明するものである。確かに、加盟店はカード利用者の名前等の情報を入手しないため、カード利用後に加盟店がカード利用者に何らかの請求をすることは事実上困難であること等を考えると、プリペイドカードの利用により債務者が免責されるとみるのは自然な結論であろう（実際の加盟店契約においても、加盟店はカード利用者を免責するとするものが多いようである）。このような結論を導くための説明を免責的債務引受という構成により行うことも、解釈としては比較的素直なものといえよう。

ロ．他の構成の可能性

勉強会では、こうした免責的債務引受構成自体は否定されるべきものではないとしても、これが唯一の決定的な構成とはいえないのであって、電子マネーの議論へのインプリケーションを得るという意味からも、この他の構成の可能性も検討に値するのではないかとする意見が強かった。そうした構成として提案されたのは、例えば次のようなものである。

(イ) 支払委託構成

免責的債務引受構成では、カード利用者が免責されることと加盟店がカード会社に代金相当額を請求することを合わせて免責的債務引受であると捉える。しかし、プリペイドカードの特色は、予めカード利用者がカード会社に資金を提供し、その資金で代金債務を支払ってもらうという支払委託の関係にある。しかも、その支払委託はカード利用者のすべての債務を対象とするのではなく、加盟店でカードを利用した際の債務に限定されている。そこで、この支払委託は、実際にカードを利用した時点でカードの金額（度数）が減額されることによって初めて具体的に生じると考える。これは、支払委託構成とでもいうべき構成である。

この構成によれば、個別の支払委託は加盟店が売上情報をカード会社に伝達することによって初めてカード会社に到達し、カード会社はそれに応じて支払いをすることとなる。他方、カード利用者が代金債務を免れるのは、支払委託の流れとは別個の加盟店のカード利用者に対する法律行為によって生じるものである。

(ロ) 債権譲渡構成

また、カード利用者のカード購入時におけるカード代金の支払いという事実を積極的に構成に取り込むとすると、カード利用者はカードの購入（代金の支払い）によりカード会社に対する金銭債権を取得すると考えることもできるはずである。そして、カードの利用により、当該債権が加盟店に対する代金債務の代物弁済として加盟店へ譲渡され、その結果、利用者の代金債務は消滅し、加盟店は、カード利用者から取得したカード会社に対する債権によりカード会社に支払いを請求し、カード会社は当該債権の弁済として支払うこととする（債権譲渡構成）。

なお、カード利用者がカード会社に対して債権を有するとすると、カード会社とカード利用者との約款で、カードの払戻しはできないことになっていることをどう説明するかという問題を生じる。しかし、この点はカード利用者とカード会社との間の契約でカード利用者が債権を行使しないという特約を結んでいると考えればよく、債権があることとそれを請求しないということは矛盾しない^{2,3}。他方、加盟店が債権を行使できるのは、債権を譲渡しても特約は引き継がれないと考えるか、あるいは、カード会社が当該譲渡につき包括的に異議を留めない承諾（民法468条1項）をしているからだと説明できよう。

(3) 電子マネーと関連しうる議論

データの法的位置付け

勉強会では、プリペイドカードにおいてもカード会社の倒産があった場合やカード利用者と加盟店との間の契約関係に無効、取消等の瑕疵があった場合の取扱いにつき若干の議論があることが紹介された。このうち、カード会社の倒産時の扱いについては、いずれの構成を採るにせよ、未利用分についてはカード利用者が、既利用分については加盟店が、それぞれカード会社に債権を持ち、債権者として倒産手続に参加すると考えれば足りるという意見が強かった⁴。

他方、カード利用者と加盟店との間の契約に瑕疵があった場合の扱いについては次のような議論がなされた。

カード会社とカード利用者との間の契約においては、「商品またはサービスの取引について、返品、瑕疵、その他の問題が生じた場合、加盟店との間で解決していただくものとします」⁵との旨が定められているのが通常であろうし、実際にも、

2 前払式証券の規制等に関する法律14条1項は「前払式証券の所有者は、前払式証券に係る債権に関し、……発行保証金について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有する」と規定しているが、これはカード所有者がカード会社に対し債権を有することを前提とした規定であるとも解されよう。

3 このように、約款上カード会社がカード利用者の払戻請求を認めないとされているのは、大蔵省の「プリペイド・カード等に関する研究会報告」において、「紙幣類似証券取締法・出資法の趣旨からは、プリペイド・カードに一般的な換金性を付与することは問題があると思われる」とされたことによる。

4 カードの利用によってカード利用者の債務は消滅しているから、加盟店はカード会社の倒産を理由にカード利用者へ代金を請求できない。他方、カード会社の倒産時には、カード利用者はカードを持っていることを理由に代金の支払いをそれを利用して行うことを加盟店に強制できない。

5 プリペイド・カード取引標準約款5条参照。

カード利用者と加盟店との間の契約の瑕疵の有無にかかわらず、プリペイドカードの売上情報を有する加盟店はカード会社に支払いを請求し、カード会社もこれに応じて支払いをなすのが通常であろう。しかし、免責的債務引受構成によると、例えばカード利用者と加盟店との間の契約が無効であるような場合には、カード会社が引き受けるべき債務自体が発生していない。仮にこうした場合にも加盟店に請求権があると考えるのであれば、それは免責的債務引受という構成自体の解釈からは出てこないであろう⁶。

債権譲渡構成でも、代物弁済としてカード会社への債権を譲渡するわけであるから、カード利用者の債務が発生していないのであれば、代物弁済としての債権譲渡も無効との結論になるのではないか。この構成では、代物弁済としての債権譲渡がカード利用者と加盟店の間の契約とは独立・無因のものであると考えるのは困難であろう。

これに対して、支払委託構成では、カード利用者のカード会社への支払委託は、カード利用者と加盟店との間の契約とは独立・無因の契約であるとして、後者の瑕疵が前者に影響しないと構成する余地はあるものと思われる。

いずれにせよ、このような場合の説明が困難なのは、プリペイドカードにおいては、加盟店にデータが移転していれば加盟店がカード会社に支払いを請求することができるように、カードに記録されたデータが重要な役割を果たしているにもかかわらず、データ自体の問題を正面から構成に取り込むことなく法的検討が行われていることによるのではないか。現在のプリペイドカードの議論においては、カードに記録されているデータは単に権利の所在を証明ないし記録する手段にすぎないと考えられているように見える。仮にプリペイドカードについてはデータを単なる記録と考えることで足りるとしても、電子マネーのスキームにおいては、データにはプリペイドカードの場合以上に重要な意味があるのではないか（それ故に、暗号技術を使ったより厳重なセキュリティ対策がとられている）。そうだとすれば、電子マネーにおいてはよりデータを重視した法的議論が必要であろう。

2. クレジットカード

(1) 仕組み

クレジットカードの仕組みは、概ね次のようなものである。

カード会社と会員契約を締結した会員（カード利用者）は、カード会社と加盟店契約を締結した加盟店に対する代金債務等の支払いをカードの提示により行う。

6 なお、この点に関しては、カード利用者保護の観点から、こうした場合にはむしろカード会社は加盟店に支払うべきではなく、カード利用者はカード会社の加盟店に対する支払いを差止めることができるとする見解がある。しかし、仮にカード利用者と加盟店との間の契約に瑕疵がある場合には加盟店はカード会社に対する請求権を取得しないと解するのであっても、カード会社の加盟店に対する支払いの差止めまで認めるということまでは直ちに意味しない。また、こうした支払いの差止めを認めるとして、その後の処理をどうするかという問題がある。カード利用者からカード会社へのカード代金の払戻請求を認めるのであれば、カード利用者がカード会社に払戻しを請求できないとする約款との関係を説明する必要がある。

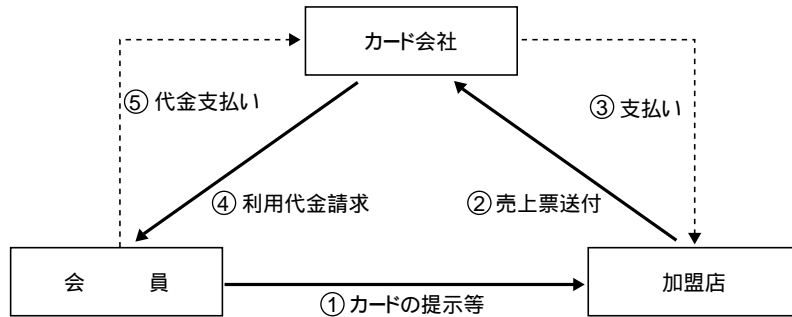
7 なお、加盟店契約により、会員からカードの提示を受けた加盟店はカード会社に対し電話や端末機により信用確認をなすこととされる場合が多い。

加盟店は、カード会社に売上票を送付し、支払いを請求する。

カード会社は、加盟店の請求により加盟店の販売額から手数料を差し引いた額を支払う。

カード会社は、会員に対しカード利用額の支払いを請求する。

会員は、カード会社の請求により支払いを行う。



(2) 法律構成

現在発行されているクレジットカードについて契約をみると、法律構成を異にする以下の2つのタイプに大別することが可能である。

イ．債権譲渡型

この構成においては、加盟店は 会員とのカードによる取引で発生した代金債権等の金銭債権を、 売上票の送付によりカード会社に譲渡する。そして、 加盟店は当該債権譲渡の対価として支払いを受ける。その後、 カード会社は加盟店から譲り受けた債権により会員に対し請求し、 会員から支払いを受ける。なお、加盟店からカード会社に対する債権譲渡に関する債務者（会員）への対抗要件は、会員が会員契約において事前に包括的な承諾を行うことで具備されるものとされる。

ロ．立替払型

この構成は、会員契約による会員からの委託に基づき、カード会社が会員の加盟店に対する金銭債務の立替払をなすものとする。すなわち、加盟店は 会員との間での売買契約等により金銭債務が発生した後に、 カード会社に売上票を送付し、 カード会社から立替払を受ける。そして、カード会社は会員契約に基づき カード使用額を会員に請求し、 会員から支払いを受ける。こうした立替払の法的性質については、カード会社による債務引受と解するものが多い。なお、債務引受と解する場合でも、当該債務引受を免責的とみるか重畳的とみるかについてはさらに見解の分かれるところである。

(3) 具体的な問題点の検討

イ．加盟店から会員への請求の可否

会員がカードを利用して加盟店と取引をした後に、加盟店がカード会社ではなく会員に支払いを請求することは可能であろうか。こうした請求の可否は、加盟店が売上票を一定期間内にカード会社に送付しなかったことによりカード会社に対する請求が不能となった場合⁸や、カード会社が倒産した場合に、とくに問題となるものと思われる。

この点は、会員の代金債務がどの時点で免責されるかに関わると考えられる。まず、債権譲渡構成や免責的債務引受構成では、加盟店が実際に支払いを受ける前でも、債権譲渡あるいは免責の効力が発生した後であれば会員は加盟店に対し支払義務を負わないこととなるから、この点の結論は債権譲渡ないし債務引受の効力の発生時期をどう解するかによる。そして、その時期については、加盟店の信用照会に対してカード会社が承諾した時点、加盟店から送付される売上票がカード会社に到達した時点、カード会社から加盟店への支払いが行われた時点、等のいずれと捉えるかにつき議論があろう。

一方、勉強会では、プリペイドカードと異なり会員が事前に資金を払い込まないクレジットカードにおいては、加盟店が支払いを受けて初めてカード利用者が免責されると考えるべきであるとの意見もあった。このような観点からは、重畳的債務引受構成を採り、加盟店は会員とカード会社のいずれかが支払うまでは会員を免責しないものとして、加盟店の会員に対する請求を認めることも考えられよう。

また、この問題は、クレジットカードやプリペイドカードの加盟店契約において、加盟店が会員に対し現金払いを要求することが禁止されていることの意味をどう解するかとも関連する。仮に、こうした加盟店契約を第三者（この場合は会員）のためにする契約（民法537条）と解し、会員はカード利用により受益の意思表示をすることによって加盟店からの現金払いの請求を拒否する権利を得るとするのであれば、加盟店の会員に対する請求は否定されよう。

ロ．抗弁の接続の可否

加盟店と会員との間の契約に瑕疵がある場合に、会員は当該瑕疵を理由にカード会社からの請求を拒否できるかが問題となる（いわゆる抗弁の接続の問題）。割賦販売法30条の4は、こうした抗弁の接続を一定の場合に認めているが、同条の適用がない場合⁹にも抗弁の接続が認められるかについては検討を要する。

8 加盟店契約により、加盟店は会員に販売を行った時点から一定期間以上経過した売上票についてはカード会社に請求できないものとされている。

9 同条は、「割賦購入あつせん」（同2条3項1号、2号参照）により「指定商品」（同2条4項参照）を購入した場合に適用されるものであるから、クレジットカードにおけるいわゆるマンスリークリアの場合や、「指定商品」以外に係る取引（例えば語学学校の授業料のような役務の提供）については、適用されないこととなる。

この点については、債権譲渡型の場合は、譲渡の前後で債権の同一性が失われないうことから、会員は加盟店との間で生じていた事由をカード会社に対しても主張しうるのが原則である。もっとも、会員規約により予め会員より取得している債権譲渡についての承諾を異議を留めない承諾（民法468条1項）と解するとすれば、加盟店との間の契約の瑕疵を理由にカード会社への支払いを拒むことはできなくなる。

一方、立替払型の場合は、加盟店の有していた代金債権とカード会社の会員に対する請求権は別個のものであるため、抗弁の接続は認められないと考えるのが素直な解釈であろう。もっとも、こうした場合にも、会員の売買契約上の支払義務とカード会社に対する支払義務の牽連関係等を根拠として、抗弁の接続を認めようとする見解もある。

八．会員の既払金返還請求の可否

ロ．のような抗弁の接続が認められる場合であっても、会員と加盟店との間の契約の解除等を理由とした会員のカード会社に対する既払金返還請求が認められるかどうかについては、別個の検討を要すると思われる。この点については、債権譲渡型の場合には、カード会社の会員に対する債権が解除により遡及的に消滅するとして、会員のカード会社に対する不当利得返還請求が認められるであろう。また、立替払型において抗弁の接続を認める見解によっても、同様の不当利得返還請求を認めうる。

問題は、いずれの場合においても、カード会社が加盟店に支払済みの場合にまでカード会社に利得が生じているとみるかである。

（４）電子マネーの議論へのインプリケーション

このように、勉強会ではクレジットカードに関する具体的な問題につき議論がなされたが、こうした問題を検討するに当たっては、クレジットカードを「決済」の手段とみるか「与信」の手段とみるかによって結論が異なりうるとの意見が出された。クレジットカードによって会員と加盟店との間で「決済」がなされる点を重視するのであれば、支払手段であるカードが利用された時点で決済は終了し、会員が免責されると考えやすい。また、加盟店と会員との間の契約に瑕疵がある場合の処理についても、あたかも現金が支払われたのと同様に、決済当事者間で解決すべき問題として、抗弁の接続を認めないという考え方に繋がりがやすいであろう（翌月という比較的短期のうちに支払日の到来するマンスリークリアについて、割賦販売法上の抗弁接続規定<30条の4>が適用されないのは、このような理由によるものとも考えうる）。

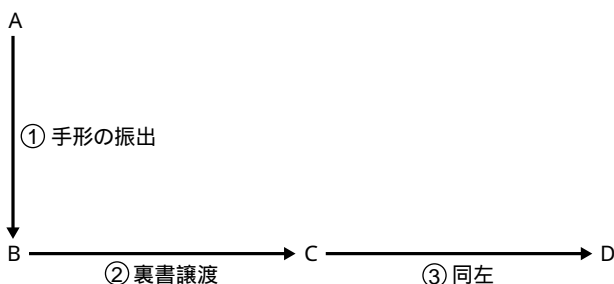
一方、クレジットカードにおいてカード会社が会員に対し「与信」を行っているという面を重視するのであれば、決済はカードが利用された時点で終了するのではなく、加盟店が支払いを受けて初めて会員が免責されるとみるのが自然ともいえよう。また、与信におけるカード会社と会員との間の契約関係を重視して、この間において抗弁の接続を認めるという考え方も、比較的成り立ちやすいものと思われる。

こうした議論を電子マネーに当てはめてみると、既にみたようなプリペイド性（本論1.(1)イ.(ロ)参照）を電子マネーの重要な特徴と考えるのであれば、「決済」的要素が強いということとなろう。もっとも、ここでも電子マネーの発行者Aが利用者Xに信用供与したうえで電子マネーを発行するという場合をどう考えるかが問題となる。しかし、この場合でもAからXへの信用供与と電子マネーの発行とは別個の法律関係であるとし、この2つを切り離して考えるのであれば、こうした場合でも電子マネー自体を「決済」的なものと捉えることは可能なように思われる。

3. 手形

既存の支払手段のうち、手形については、プリペイドカードやクレジットカード等とは異なり、その法律構成は確立している。約束手形を例にとると、一般的には手形は一定の金額の支払いを請求しうる金銭債権を表章する有価証券であるとされ、また、その流通における安全性の確保のため無因証券であると理解されている。

ここでは、このような1つの確立した理論体系である手形の理論（あるいは有価証券法理）を電子マネーにつき援用するとどのような結論がもたらされるかという観点から検討を行った。具体的には、手形の振出人と受取人の関係に瑕疵がある場合、および手形の受取人による手形の裏書譲渡において当該譲渡に瑕疵がある場合について検討する。なお、以下においては、AがBに振り出した手形がBからCへ、CからDへと譲渡されるものとする。



(1) 振出（A B間）の法律関係に瑕疵がある場合

手形においては、原因関係とは独立・無因の手形債権を觀念し、人的抗弁の切断（手形法17条）を認めることから、A B間の原因関係に瑕疵がある場合でも手形債権は有効に成立し、Cは有効に手形債権を取得することができる（但し、手形法17条但書の悪意の抗弁が成立する場合には、Cの権利行使が制限される）。さらに、A B間に手形行為自体がない場合（AからBへの手形の交付を欠く場合等）にも、いわゆる権利外観理論により、Aは善意のCに対し手形債務を負うものとされる。

このような扱いについては、手形の流通性に鑑み通常の指名債権譲渡とは異なる特別の流通保護の手段が講じられていると説明される。もっとも、勉強会では、こ

のような結論を導くためには、原因関係とは独立・無因の（手形）債権を觀念するという理論は必須ではないという意見があった。このような手形理論は、ドイツおよび日本で採られているが、英米やフランスでは採られていない。例えば米国では、直載に振出人の意思ないし振出の趣旨を考え、ここでいうCのAに対する請求の可否を論じるのである。

このような手形法理を電子マネーについても援用できるのであれば、それは電子マネーの流通における安全性を確保するための1つの方策となりうるであろう¹⁰。しかし、その場合の説明としては、あえて手形の場合と同様に原因関係とは独立・無因の債権を觀念する必要があるかどうかは検討の余地があろう。結論として手形と同様な流通保護を図ることができるのであれば、原因関係と独立・無因の債権を觀念するといった特殊な構成を採る必要はないとも考えうるであろう。

これに対して、通常の指名債権譲渡では、AのBに対する抗弁は債権に付着していくのが原則である。しかし、それは債権譲渡についてA B間に何らの合意がない場合の原則である。前述の手形についての議論を参考にすれば、電子マネーのような場合、発行者たるAはCやDの出現を予定しているわけだから、Aの立場を通常の指名債権譲渡における債務者と同じに考えるのは適当でない。強いていえば、AはBからC（さらにはCからD）への債権譲渡につき異議を留めない承諾（民法468条1項）をなしている状態に近いといえよう。

そこで、このような指名債権譲渡において債務者であるAが異議を留めない承諾をした場合と手形の裏書譲渡の場合とを比較すると、異議を留めない承諾の効力は、手形における人的抗弁の切断よりも強い効力を有すると捉えることが可能である。というのは、手形においてはいわゆる物的抗弁は何人に対しても主張可能と解されているのに対し、債権譲渡における異議を留めない承諾の効果は、債権の成立・存続もしくは消滅を阻止し排斥する一切の事由に及ぶとされうるからである。例えば、手形行為についての意思無能力は物的抗弁として何人に対しても主張可能と解されているが、指名債権譲渡において異議を留めない承諾がなされた場合には、AはCに対して意思無能力を主張することはできないと解しうる。

しかし、そもそも債権譲渡に関する債務者の異議を留めない承諾に与えられる抗弁喪失の効果がどのような事由に及ぶかについても、なお検討を要する部分が残されている。例えば、契約の無効と不存在とは異なるという考え方によれば、債権が不存在である場合には債務者が異議を留めない承諾をしてもCは債権を取得できないと考えることもできよう。

10 電子マネーの場合には、有体物である証券（手形）が存在しないから、「債権がデータに化体する」といった説明になるものと思われるが、そもそもこのような説明が可能かどうかについては別個の検討を要する。

(2) 譲渡 (BC間) の法律関係に瑕疵がある場合

イ. いわゆる権利濫用の抗弁の問題

手形においてBC間の原因関係に瑕疵があった場合にも、CはAに対する手形債権を取得することとなるが、Cがこの手形債権によりAに支払いを請求できるかどうかについては争いがある。この点につき判例は、CがAに対して権利を行使することを権利の濫用に当たるとして否定する(権利濫用の抗弁: 最判昭和43年12月25日<民集22巻13号3548頁>)。

勉強会では、このような手形に関する判例の結論自体の当否はともかくとして、英、米、仏の各国ではCのAに対する請求が認められるのであって、こうした権利濫用の抗弁という構成によりCの請求を否定するのはわが国独特の結論であるとの指摘がなされた。また、電子マネーについては、BC間(利用者相互間)の關係に瑕疵がある場合に権利濫用の抗弁のようなものを認めると、スキームとして成り立たなくなる可能性があるとの意見が強かった。

ロ. 転得者保護のありかた

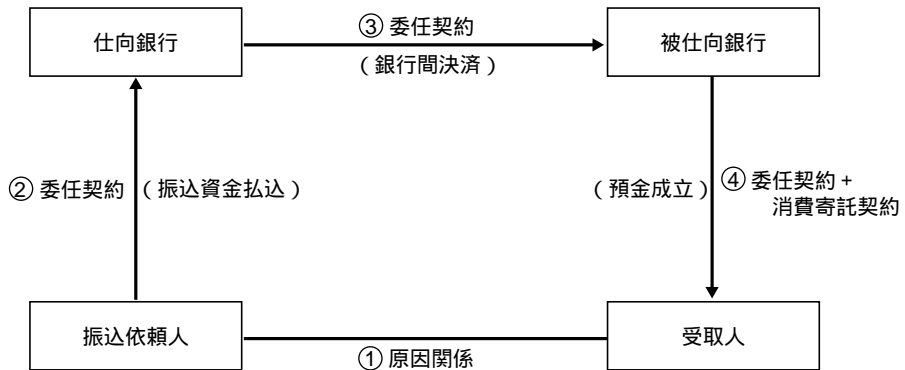
BC間の原因関係に瑕疵があった場合でも、Cは手形債権を取得しているから、Cから手形を譲り受けたDは手形債権を有効に取得し、手形法17条但書(悪意の抗弁)に該当する場合を除いては、Aに対し手形上の権利を行使することができる¹¹。また、BC間に契約関係がなく、Cが手形債権を取得していない場合でも、Dは善意取得(手形法16条2項)により手形債権を取得しうる。

一方、指名債権譲渡では、BC間の債権譲渡契約につき瑕疵がある場合には、AB間の債権はCに移転しておらず、その結果Dは無権利者からの譲受人ということになる。そして、通常の指名債権については善意取得の制度がないため、無権利者からの譲受人であるDは債権を取得しえない。なお、この場合にAが債権譲渡につき異議を留めない承諾をしている場合であっても、当該承諾はBC間の契約の瑕疵を治癒することはないから、CあるいはDは債権を取得しえないこととなる。

とすると、電子マネーの移転を債権譲渡と解するのであれば、BC間(利用者相互間)の契約関係の瑕疵がCからデータを取得したDに影響しないようにするためには、何らかの制度的な手当てが必要になってこよう。そして、その際の仕組みとしては、手形において原因関係に瑕疵がある場合と同様にCが債権を取得していることとしてDを保護する行き方と、Cはあくまで無権利者であるとしつつ、善意取得のような枠組みでDを保護する行き方とがありうると思われる。

11 なお、手形権利移転行為を有因行為であるとするいわゆる創造説に基づく手形権利移転行為有因論によると、BC間の原因関係に瑕疵がある場合、Cはそもそも手形債権を有効に取得しえないこととなる。この場合、Dの権利行使の可否は善意取得(手形法16条2項)または人的抗弁の切断(同17条)の成否によって判断される。

4．振込取引 (1) 法律構成



預金振込は、その事象に着目すると、振込依頼人（支払人）が仕向銀行に対して資金を預けている（債権を有している）状態から、当該債権を消滅させるとともに、受取人の被仕向銀行に対する債権を成立させるものであるといえる。その債権の成立をもって、振込依頼人から受取人に資金が支払われたとか、振込依頼人の受取人に対する債務が消滅すると考えるわけである。

振込取引の法律構成としては、いわゆる委任説と呼ばれる考え方がとられている。これは、振込取引を振込の原因となった振込依頼人と受取人との関係、振込依頼人と仕向銀行との関係、仕向銀行と被仕向銀行との関係、被仕向銀行と受取人との関係の4つの法律関係に分解し、を原因関係、およびをそれぞれ独立した振込事務の委任契約、を委任契約および消費寄託契約として理解するものである。

このような委任説では、受取人の被仕向銀行に対する債権が成立するメカニズムは、債権譲渡とか債務引受といった民法上の概念とは違ったものとして捉えられる。振込依頼人の債権がいわば同一性を保って移転していくと考えるものではないからである。

これに対して、振込の法律構成についても、プリペイドカードやクレジットカード等で検討したように、債権の移転として説明することも不可能ではない。つまり、振込はいわば4当事者の関係であるが、この場合も、(i) 振込依頼人、仕向銀行、被仕向銀行の3当事者の関係と、(ii) 振込依頼人、受取人、被仕向銀行の3当事者の関係とに分解して、例えば(i)を債務者の交替による更改（民法514条）または債務引受、(ii)を債権者の交替による更改（同515条）あるいは債権譲渡（同466条）として構成し、これらの組合せにより振込依頼人の仕向銀行に対する債権が受取人の被仕向銀行に対する債権へと移転していくとの説明も可能ではないか、というわけである。

(2) 誤振込による預金債権の成否

振込取引に関しては、例えば振込依頼人が受取人名を誤記する(誤振込)など、原因関係がないにもかかわらず振込が行われた場合に受取人は預金債権を取得するかという点が問題とされている。

この問題に関しては、従来より、振込により受取人に預金債権が成立するためには、その成立の時点で原因関係が存在することが必要であると解する説(原因関係必要説)と、受取人の預金債権は原因関係の存否とは無関係に成立すると解する説(原因関係不要説)が拮抗している¹²。それらの根拠を見ると、前述の委任説の法律構成から理論的に結論付けているというよりも、むしろ実質的な価値判断や預金契約の解釈等を根拠としているように思われる^{13, 14}。

この点、(1)であげたような債権が移転していくという構成では、「誤った受取人」の預金の成立を否定する考え方(いわゆる原因関係必要説)に結び付きやすい。「誤った受取人」は、上記(ii)の関係に入っていないとの説明が可能であるからである。

しかしながら、そのような結論をとるためだけに債権は原則として同一性を保ったまま移転されるという構成をとるのは、道具立てが大きすぎるし、そうした構成をとるデメリットもある。例えば、この構成では、受取人は仕向銀行が振込依頼人に対して有していた抗弁の対抗を受けるのが原則になる。それを避けるために、無因的であるといった説明をすれば、もともと何のためにこのような構成をとるのかということになる。

そもそも、誤振込の問題については、原因関係必要説・不要説の当否より、むしろ次のような議論がなされた。

まず、誤振込を、そもそも原因関係を欠く場合の預金債権の成否の問題として捉えるのは適当かという意見が出された。すなわち、振込手続には全く問題がないがその原因関係に瑕疵がある場合について原因関係が振込に与える影響を論じるのはよいとしても、誤振込は振込自体に瑕疵がある場合であって、これを原因関係の有効性や存否と絡めて議論すること自体が適当ではないということである。

12 この点については、平成8年4月26日に初の最高裁判決が出され(判タ910号80頁、金判995号3頁)それにより原因関係を欠く誤振込の場合でも預金債権の成立が認められたことで一応の決着がついたとされている。もっとも、この判例の射程範囲については定かではなく、これによって誤振込に関するすべての問題が解決されたわけではないとの見方は強い。

13 例えば、原因関係必要説は、その根拠として被仕向銀行と受取人間の預金契約における両者の合理的意思(客観的に正当な受取人と指定される取引上の原因関係がある振込についてのみ預金として成立させる旨の合意)を挙げているが、原因関係不要説も同様に預金契約の内容を論拠としており(被仕向銀行は、受取人口座への入金記帳によって、受取人に対して無因的な債務を負担する旨を合意していると解する)両説の違いは、預金契約における当事者意思の解釈の相違に基づく。また、両説の相違は、必要説が、正当な受領権限のない受取人がたなぼた的に預金債権を取得するのは不当であるといった点を重視するのに対し、不要説は、大量かつ迅速な処理が要求されている振込手続において預金債権の成否を原因関係の存否にかからしめるのは銀行にとって酷であるといった点を重視することによる。

14 振込取引の法律関係を3当事者間の関係として更改や債権譲渡等で説明しようとする見解は、原因関係と受取人の預金債権との法的関連性の有無を、より明確に法律構成に反映させることができないかとの問題意識による面もある。

他方、誤振込に関する下級審判決(東京高判平成3年11月28日<判時1414号51頁>)の中で示されている「金銭価値の実質的帰属」という概念が注目された。この判決は、誤振込の場合には、振込金の価値はなお振込依頼人に帰属し、振込依頼人は金銭価値の実質的帰属者たる地位に基づいて形式的に存在する預金債権に対する差押の排除を求めることができるとする。しかしながら、この判決は、振込金の返還を請求しうることをもって振込依頼人に金銭価値が帰属しているとしているにすぎず、何故に振込依頼人に実質的価値が帰属するのかということ、それは振込依頼人は振込金の返還請求をしうるからだという、一種の循環論法に陥っているのではないかとの指摘がなされた。少なくともここでいう「価値」とは、電子マネーについて、それ自体価値を有するといわれるところの「価値」とは別の問題であろう。

(3) 電子マネーへのインプリケーション

振込取引と電子マネーのスキームは、抽象的にいうと共通の面がないではない。支払人がある者(仕向銀行、発行者)に対して資金を預けている(債権を有している)関係から出発して、それが消滅するとともに受取人に何らかの債権あるいは価値を取得させるという面である。他方、データの流れは、全く異なっている。振込は、振込依頼人 仕向銀行 被仕向銀行 受取人という流れに対し、電子マネーは、発行者 支払人 受取人 発行者という流れである。

振込について、債権が同一性を保って移転していくという構成と、委任説のようにそれとは全く異なるメカニズムとして説明する構成がありうる。ただ、振込における委任説にしても、それだけですべてを説明できているわけではない。

このような中で、電子マネーについて、振込のアナロジーで議論が可能かどうかは、一見して明らかではない。両者の共通点を重視することも、両者は全く異なったものと考えたとしてもいずれも選択肢としてはありうる。しかし、いずれにしても、より基本に立ち返って、議論の枠組みを定めたいうえで検討する必要があるように思われる。

付2：私法上の金銭の一般理論による電子マネーの法的分析

ここでは、当勉強会で東北大学・森田助教授から報告された「私法上の金銭の一般理論による電子マネーの法的分析」について、その内容をやや詳しく紹介する(なお、同報告の要旨については、本論1.(2)八.を参照)。

1. 決済の法的構造 私法上の金銭の一般理論

(1) 検討の視点 金銭債務の弁済の観点からの金銭・通貨の定義

金銭の一般理論を構築するに当たっては、検討の出発点を何に求めるのが妥当であろうか。ここでは、法的な意味での金銭の一般理論の構築を意図しているのであるから、検討の出発点は実定法に即したものである必要がある。そこで、本稿では、法的な検討の手掛かりを金銭債務の弁済に求めることとする。民法402条1項前段

は、「債権ノ目的物カ金銭ナルトキハ債務者ハ其選択ニ従ヒ各種ノ通貨ヲ以テ弁済ヲ為スコトヲ得」としており、そこでいう債権の目的物である「金銭」とは何か、また、金銭債務をその弁済によって消滅させる「通貨」とは何かを探究することによって、私法における決済の「法的な」構造を明らかにしようと考えるのである。

(2) 民法402条の構成

イ。「金銭」の構成要素：支払単位と価値単位

まず、民法402条のいう「金銭」について、「債権ノ目的物カ金銭ナルトキ」、すなわち金銭債務とは何かを手掛かりとして検討する。

(イ) 金銭債務の目的

銀行券や貨幣（以下「現金通貨」という）を念頭に置いて考えると、「金銭債務を通貨によって弁済する」ということは、これらの現金通貨の所有権を金銭債務の債務者がその債権者に移転することであると捉えられるようにみえる。しかし、現金通貨が金銭として価値を有するのは、通常は、それを構成する物質的な存在としての物それ自体の価値によるのではなく、現金通貨が表章している一定の価値によるものと解されている。とすると、金銭債務の目的は、現金通貨という有体物の所有権を移転することではなく、現金通貨に含まれた、それ自体の物質的価値とは別の一定の金銭的な価値を債権者に移転することにあると考えられる。

(ロ) 価値単位と支払単位

それでは、金銭債務を弁済により消滅させるために、債務者が債権者に対して金銭的な「価値」を移転するとはどういうことなのか。ここでは、「価値単位」と「支払単位」という2つの概念を想定する必要がある。

このことを示すために、ある土地を購入してその代金を支払うというプロセスを法的に解明してみよう。土地の売買においては、買主は売主に対して、この土地に見合ったと当事者が評価した価値に相当する売買代金を支払う債務を負うことになる。ここでは、当事者は、まず、売買の目的物である土地の価値を特定の金銭尺度（「円」等）により評価することとなるが、この尺度としての金銭を本稿では「価値単位」と呼ぶこととする。なお、ここでいう価値単位は、一定の価値尺度であるから、あくまで抽象化された観念的な存在にすぎない。

次に、買主は価値単位によって表示された一定の価値に相応する価値を移転することによって代金債務を弁済する。といっても、純粹かつ観念的な価値それ自体を移転することはできないから、ここで移転される「価値」は、「価値単位」とは異なり、その数額が物理的にトレースできるような形で存在し、法的にその帰属を語りうるような「価値」でなければならない。そこで、本稿では、このような「価値」を「支払単位」と呼ぶこととする。

以上の検討から、金銭債務とは、価値単位に則って表示された一定の価値を目的とし、それに相応する支払単位の給付によって消滅する債務である、と定義することができる。もっとも、金銭債務の目的という観点からいえば、多くの場合は、価

価値単位と支払単位は一致することが多い。すなわち、上述の例のように、土地の価値を円という価値単位で評価して、それに基づいて表示された金銭債務を円という支払単位で弁済することになるのが通常の例である。このような通常の場合には、価値単位と支払単位をとくに区別する必要はないともいえる。とすれば、通常の場合を念頭に置くのであれば、金銭債務の目的は一定の支払単位を移転することであると定義してもよいこととなる。

しかし、金銭という概念を分析し、その一般理論を構築するうえでは、価値単位と支払単位とは理論的に区別される必要がある。それは、わが国では円と銭が価値単位であるが、銭は支払単位ではないといったように、両者が一致しない場合がありうるからである。

(ハ)「決済」の法的意義

以上においては、金銭債務の弁済という局面を検討してきたが、さらに視野を広げると、要物契約である消費貸借契約（民法587条）の契約成立時における金銭の交付のように、支払単位の移転が金銭債務の弁済以外の場合に行われることがある。そこで、本稿では、このような場合を含めて、支払単位の移転を総称する概念として「決済」という語を用いることとする。

ロ．「通貨」の構成要素：通貨媒体と通貨手段

次に、金銭債務の弁済の効果を生じさせる「通貨」とは何かという問題について、検討を試みる。

(イ) 決済方法の2つの機能

イ．で検討したように、金銭債務の弁済を含む「決済」とは、支払単位を移転することであるといえるが、支払単位の移転を法的に可能とするためには次のような仕組みが必要となる。まず、支払単位そのものは「価値」であるから、それがある者に排他的に帰属するためには、支払単位が組み込まれており、かつ、それを物理的にトレースすることを可能とするような媒体が必要である。そこで、このような媒体を「通貨媒体」と呼ぶこととする。また、支払単位の移転を可能とするためには、それがある者に帰属する状態から他の者に帰属する状態へと移行することを可能とする方法が必要になる。そこで、こうした方法を「通貨手段」と呼ぶこととする。そして、この通貨媒体と通貨手段とが組み合わせられることによって、支払単位の移転を実現する「決済方法」という法的な仕組みが構成される。

これを具体的にみると、銀行券や貨幣といった現金通貨は、法律により支払単位が組み込まれた法定の通貨媒体である。そして、支払単位の帰属は、媒体である有体動産の所有権の帰属によって具体化される。また、現金通貨においては、金属や紙という動産が通貨媒体であると同時に、その媒体の占有の移転による所有権の移転が通貨手段である。つまり、現金通貨では、通貨媒体と通貨手段という機能が同じく動産によって担われているのである。一方、銀行振込、小切手・手形、クレジットカード、プリペイドカード、口座自動振替などは、それ自体が通貨媒体の

機能を担っているのではなく、通貨媒体（後述のように仮に要求払い銀行預金を通貨媒体とするのであれば銀行預金）に組み込まれた支払単位を移転する機能、すなわち通貨手段の機能を担うものと考えられる。

（ロ）通貨媒体と通貨手段を区別する意義

上記（イ）のように、決済方法においては通貨媒体としての機能を担うものと通貨手段としての機能を担うものが分離する場合があることから、決済の一般的な法的構造を論じるに当たっては、概念的に両者を区別する必要が生じる。また、この2つの法的側面を区別することから、通貨媒体と通貨手段という異なったレベルに位置づけられるものを比較することは必ずしも妥当でないということが帰結される。例えば、小切手は現金と同視しうるかとか、現金は有価証券であるかといった類の問いは、通貨媒体と通貨手段という異なったレベルのものを並べて比較するものであって、そのような問題の立て方自体があまり適切ではないといえよう。

なお、金融論では、現金、預金（本稿でいう「通貨媒体」）を「決済手段」（means of payment）といい、小切手、振込等（本稿でいう「通貨手段」）を「決済（交換）媒体」（medium of exchange）と呼ぶことが多い。つまり、本稿の手段と媒体の関係とちょうど反対になっている。これは、本稿において用いられている「媒体」、「手段」の概念がフランスにおける議論を参考としていることによるものであるが（「媒体」= supports、「手段」= instruments）、このことには注意する必要がある。

（3）現金通貨以外のものに通貨媒体性を認めることの可否

（2）より、金銭債務を消滅させるためには、支払単位が組み込まれた通貨媒体を移転することが必要であることとなる。このような金銭債務消滅の効果を有する通貨媒体としては、現行法から認めうるものとして現金通貨があるが、それ以外のものを通貨媒体であるとすることは可能であろうか。以下では、普通預金や当座預金等の流動性のある要求払いの銀行預金が法的に通貨媒体として認められるかどうかについて検討する。

イ．預金通貨の通貨媒体性 判例からの解釈

預金通貨が法的に通貨媒体といえるかという問題は、銀行振込や小切手による弁済をどのように捉えるかに関わると考えられる。つまり、仮に現金通貨による弁済のみが金銭債務の有効な弁済となると解するならば、これらの決済手段は金銭債務の本旨弁済とはいえず、それらの使用は一種の代物弁済である（すなわち、通貨媒体以外のものの移転である）と説明すべきことになる。そして、代物弁済は債権の目的の変更にあたるから、それを行うためには当事者の合意が必要である。

ところで、判例によれば、当事者の合意がなくても、銀行の自己宛小切手（以下「預手」という）の交付は金銭債務の有効な弁済の提供となる（民法492条、493条）と解されている（最判昭和37年9月21日民集16巻9号2041頁）。この判例では、預手の交付時点で、さらに金銭債務の消滅の効果までが生じるかについては明らかでな

いが、少なくとも預手に現金による弁済と同様の法的効果を認めうることが示されている。この結論は代物弁済という考え方とは両立しないといえよう。したがって、少なくともその限りでは、預金通貨の取得が金銭債務の本旨弁済にあたる可能性が判例上も認められていると考えることができる。そして、このことは、預金通貨が法的に通貨媒体となりうることを意味するといえよう。

ロ．債権が通貨媒体となるべき要件

上記のように、仮に預金通貨が通貨媒体と認められるとすれば、次に、それがどのような点で通貨媒体といえるのかを解明することが必要であろう。既述のように、通貨媒体というためには、支払単位が組み込まれていると認められなければならないが、それは具体的にはどのようなことを意味するのであろうか。

(イ) 直接の処分可能性：現金通貨を媒介としない固有の移転方法の存在

預金通貨も預金債権という一種の債権であるが、銀行に対して金銭債権を有するというだけでは、それを通貨媒体とするには十分ではない。銀行に対する金銭債権であっても、それが物理的にトレースが可能な形態で存在しており、それに含まれている支払単位が直接に決済に利用できるようになっていなければ、それを通貨媒体とすることはできないであろう。このことから、要求払いの預金口座に入金記帳された「処分可能な支払残高」として存在する金銭債権のみが預金通貨としての性質を持つことが導かれよう。

要するに、要求払いの銀行預金においては、入金記帳と引落記帳の差引残高として処分可能な金額を物理的にトレースすることが可能であり、かつ、それを現金通貨を媒体としないで、入金記帳という固有の操作によって他の預金口座に直接に移転するような仕組みが存在していることから、それに通貨媒体としての性質が認められるといえることができる。このように、預金債権を通貨媒体であるとするうえでは、入金記帳という概念が法的に重要な意義を有していることには注意する必要がある。そして、このような入金記帳の持つ意味の重要性に鑑みると、当事者の合意のない場合には、預手の交付は弁済の提供になるとしても、金銭債務は預手の交付時点で消滅するのではなく、それが入金記帳された時点で消滅することになる。

なお、預金通貨が通貨媒体であるのは、それがいつでも確実に現金通貨と交換可能であることによるものであるという考え方もありうる。しかし、預金通貨が現金通貨と交換可能であるということは、預金通貨が現金通貨に従属するいわば代用物であることまでを必ずしも意味するわけではないであろう。預金通貨が現金通貨を媒介することなく決済に利用できる以上、それ自体の通貨媒体性を肯定する余地はあると思われる。

また、法的にある支払手段が通貨媒体か通貨手段かは、相対的なものである。決済への利用可能性を具備する必要があることからすると、通貨媒体性の有無とシステムの安全性や汎用性等の関連性を否定することは困難であろう。銀行預金に通貨媒体性を認める場合にも、銀行の信用力や事務処理に対する一定の信頼が前提となっている点は否定できない。

(ロ) 流動性

次に、支払残高が実効的に通貨媒体の役割を果たすには、入金記帳による固有の移転方法があるだけではなく、さらに移転の効果として現金通貨と同一の利益を当事者にもたすものでなければならない。この点、現金通貨については、いわゆる「占有＝所有権」論が通説であり、無権利者からの取得であってもその占有により権利を取得する、換言すれば、現金の占有者はすなわち真の権利者であって、それ以前の法律関係からは遮断されていると考えられている。これに則して考えるとすれば、債権に通貨媒体性を肯定するためには、債権者の入金方に記帳された預金が、原則としてそれ以前の債務者＝弁済者と銀行および銀行間の関係から生じるあらゆる問題から遮断されていることが必要といえる。

この点について考えると、流動性のある預金はいわば内容の変動する1つの箱のようなものであり、その箱の中に取り込まれた個々の債権は混同によって特定性を失い、差引残高という1個の債権の一部となる。そして、その帰結として、一旦入金記帳された債権はそれに付着していたそれ以前の法律関係から遮断されることになる。よって、預金通貨の移転は、高度の代替性があるとされる現金通貨が原則として占有の移転によって特定性を失い、受領者の財産の一部に混入してしまうのと同様の効果を有しているといえることができる。

八．強制通用力と通貨媒体との関係

ここで、法律によって強制通用力が付与されていることと通貨媒体性との関係について、簡単に見てみたい。なぜなら、通貨（本稿における通貨媒体）とは、国家により発行されたもので、法律によって強制通用力が認められたもののみを指すという見解もあるからである。

まず、強制通用力という概念について明確にしておく必要がある。ここでは、強制通用力とは、金銭債務の弁済としてその受領を強制されることを意味するものとする。このように解すると、当事者が特定の決済手段による金銭債務の支払いを拒絶しない場合には、強制通用力の問題は生じないが、そうした場合に金銭債務の弁済の効果が生ずるかという問題は残ることとなる。こうした場合に、あるものの移転によって金銭債務の本旨弁済の効果を肯定するのであれば、それは移転したものが支払単位の組み込まれた通貨媒体と認められるからにはかならない。そして、先に検討したように、預金通貨の概念（預金債権の通貨媒体性）が認められるとすれば、通貨媒体は必ずしも国家が強制通用力を付与した通貨に限られないことになる。

(4) 預金通貨を利用した通貨手段の法律構成

現金通貨を用いた決済手段は、その通貨媒体である動産の所有権の移転によってなされることは既にみたとおりである。これに対して、預金通貨を用いた決済手段にはさまざまなものがある。それらにおける債権者、債務者の法律関係をみると、債務者から債権者に対して預金通貨が移転すること、つまり債務者の預金通貨の消滅（引落記帳）と債権者の預金通貨の成立（入金記帳）によって、金銭債務の弁済

がなされるということが出来る。したがって、これらのある程度統一的に説明するのであれば、まさに預金通貨が通貨媒体であるという考え方ともっとも整合的であるといえよう。

そこで、以下では、預金通貨の移転をベースとする幾つかの決済方法について若干の分析を加えておくことにしよう。なお、叙述の便宜から、債務者をX、Xが預金口座を有する銀行をA、債権者をY、Yが預金口座を有する銀行をBとする¹。

イ．各種決済手段の法的分析

(イ) 振込

振込の法的プロセスは、X（振込依頼人）のA（仕向銀行）に対する振込指図（支払指図）とその実行手続に分けることができる。まず、XのAに対する支払指図によりXとAの間には委任契約が成立し、AはXの受任者としてXの支払指図を実行すべき義務を負う。そして、その実行として、Aは、B（被仕向銀行）のY（受取人）の口座に振込指図で指示された金額を入金記帳すべき旨の支払指図をBに送達することになる。BはAが伝達したXの支払指図を承諾する義務をXに対して負うわけではないが、一旦これを承諾すれば、その結果BのY口座に入金記帳する義務を負う（なお、Bは、Aとの関係では、為替取引上の承諾義務を負い、また、Yに対する関係では当座勘定契約によって受任者としてXからの振込指図を受領すべき義務を負う）。したがって、Aを媒介してなされたXの有効な支払指図をBが承認することが、YのBに対する預金債権が成立する前提条件であるといえよう。

(ロ) 口座振替

振込ではXが個別に支払指図をなすのに対して、自動振替においては、XはAに対して継続的な支払権限を、またYに対して継続的な受領権限を付与しておく。そのうえで、個々の振替についてはYがXから付与された受領権限に基づいて、そのイニシアティブで送金指示をAに対して行い、Aの支払指図によって預金通貨の移転を実行するものである。よって、その基本は振込と同じような法的メカニズムに拠るものといえよう。

(ハ) 小切手

AはXとの間の基本契約である当座勘定取引契約（委任契約としての側面を有する）によって、所持人の呈示した小切手を支払う義務をXに対して負っている。そして、小切手上でなされたXのAに対する個別の支払委託に基づき、Y（およびそ

1 厳密にいえば、例えば現金による振込依頼や現金によるプリペイドカードの購入など、XのAに提供する資金が預金通貨でない場合もある。しかしながら、預金通貨を用いた決済手段の特徴は、債権者が金銭債務の弁済として預金通貨を受け取るという点にあるのであって、それまでの過程で通貨媒体の種類が変化することは問題ではない。この点、例えば、プリペイドカードについても、カード会社から債権者である加盟店へは通常預金通貨によって支払われると考えられることから、預金通貨を用いた決済手段として捉えることが可能であろう。

の取立委任を受けたB)に対して預金通貨の移転によってそれを支払う。したがって、ここでは、Xの支払指図は、Yを通じてAに伝達されることになる。

なお、Aが発行する自己宛小切手は、XがAの口座に有する小切手の資金関係のリスクを回避するために、XがAに対して予め支払資金を提供したうえで(預金通貨の減少)Aが振り出すものである。通常の小切手による決済の変形とみることができるが、Xが予め支払資金を提供するという点でプリペイドカードと類似する。

(ニ) デビットカード(銀行POS・銀行カード)

Aは、Xとの間のカード契約によって、Xに対して、Xの支払指図に従ってYに支払う義務を負っている。そして、XがYとの取引から生じた金銭債務の弁済のためにそのカードを用いると、それによりXの個別の支払指図がYの端末を通じてAに伝達される。ここでは、XがYに対して行ったカードの呈示(さらに署名または暗証番号の一致)は、支払指図をした者がX自身であるかという同一性を証明する身分証明書として機能を持つ。

以上だけからは、YはAに対して直接の支払請求権を有しないが、AX間のカード契約およびAY間の加盟店契約において、AがXのYに対する債務について一定の保証責任を負担する場合には、YはAに対する支払請求権を有することになる。

(ホ) クレジットカード

クレジットカードは、デビットカードの仕組みに、さらに第三者であるクレジットカード会社Cが加わった形態と捉えうる。すなわち、Xがカードを用いてYを通じて支払指図をするのは上記(ニ)と同様であるが、Cが一旦これをYに立替払をしたうえで、一定期間後にXに対して求償する。また、予めAに対して、AのXの口座からCへ上記金額を支払う権限が包括的に付与されている。このように捉えると、デビットカードの仕組みにCが参加することによって、Xに対する一定期間の与信という機能が付加されたものが、クレジットカードであると理解することができよう。

(ヘ) プリペイドカード

プリペイドカードは、クレジットカードの仕組みと基本的には同様であるが、そのうち、プリペイドカード会社DからYに対して立替払がなされるのではなく、予めDはXから支払資金を得ている点で異なる形態と捉えうる。

すなわち、DはXとの間のプリペイドカード契約によって、XがDに対して予め支払資金(プリペイドカードの購入代金に相当する)を提供し、DはXに対してXの個別の支払指図に対して支払いをなす義務を負う。XがYとの取引から生じた金銭債務の弁済のためにプリペイドカードを用いることは、カードの電磁的情報を用いた一定金額の支払指図であるとみることができる。

以上述べたことのみからは、YはDに対して直接に支払請求権を有しない。これに加えて、DがYに対する支払義務を負い、他方で、YはXに対してその債務を免除すべき義務を負うのは、DY間の加盟店契約によるものである。

ロ．預金通貨を用いた決済方法の特徴

以上の検討から、預金通貨を用いた決済方法には次のような共通の特徴があることが指摘できよう。まず、Xの支払指図が決済方法の重要な要件となるという点が指摘できる。すなわち、Xの有効な支払指図がなされることが預金通貨の移転の前提となっているのである。ここでXの支払指図がその基礎をおくのは、A X間の契約関係であるが、これには次の2つの側面が認められる。まず、一方で、支払委託という委任契約の側面がある。これによって、AはXの受任者として、その指示する者に対して一定金額を支払うべき義務をXに対して負うことになる。他方で、預金債務の弁済という消費寄託契約の側面がある。AはXが支払指図した者に対して支払いをなすことによって初めて、Xに対する預金契約上の債務を有効に弁済したことになるからである。また、A X間の関係とは別に、Yが預金債権を取得するためにはBの関与が不可欠であるという点も、すべてに共通の特徴である。

2．電子マネーの法的検討

以下では、1．で行った既存の決済手段の法的構造についての検討を基に、電子マネーという決済手段を法的にどのように捉えることが可能かという点について若干の分析を行う。

電子マネーを法的にどのように捉えることが可能かを考えるとき、1．での検討を前提とすると、大別して2つの方向があると考えられる。1つは、電子マネーが通貨媒体を移転する通貨手段であると捉える方向であり、もう1つは、電子マネーそれ自体が支払単位を組み込んだ通貨媒体であると捉える方向である。以下、それぞれにつき検討する。

(1) 通貨手段としての電子マネー

まず、電子マネーといっても、その通貨媒体はあくまでも現金通貨あるいは預金通貨であり、その通貨手段としてデータが用いられているとする考え方がありうる²。このような構成による場合には、電子マネーは、電子的方法を用いて行われる資金移動(EFT)の一形態であるとみられよう。そして、このタイプの電子マネーの法的な特徴は、支払指図がデータによって与えられる点にあることとなる(このような電子マネーを「指図型」と呼ぶことができよう)。なお、こうした場合のAX間の支払指図は、まず、一定額の包括的な振込指図がXからAに対してなされた後、その金額内で個別の振込指図が電子マネーの使用の都度行われることとなる。

2 なお、前述(注1)のとおり、預金通貨を用いた決済手段とは、債権者が金銭債務の弁済として受領するものが預金通貨である場合を指すのであって、債務者が電子マネーをどのようにして取得したかは問わない。したがって、預金通貨の引落しにより発行されるものに限られず、現金との引換により発行されるものや、銀行以外が発行する電子マネーについても、引換請求により債権者が取得するものが預金通貨であれば、このタイプに該当する。

(2) 通貨媒体としての電子マネー

次に、データそれ自体が一定の支払単位の組み込まれた通貨媒体であるとの法的構成が考えられるが、電子マネーが通貨媒体である(以下、このような電子マネーを「媒体型」とする)というためには、法的にどのような要件を満たす必要があるだろうか。1(3)での検討を基礎に考えれば、次のようなメルクマールが析出しうるであろう。

財産権としての電子マネー

第1に、電子マネーが通貨媒体として認められるためには、データという媒体がある特定の者に排他的に帰属する財産権といえることが大前提であろう。

そのためには、次のような要件が満たされる必要がある。まず、データに組み込まれた支払単位の帰属および移転を物理的にトレース可能とするために、データに物理的な管理可能性がなければならない³。次に、データが誰に帰属しているのかを法的に明らかにする仕組みが必要である。さらに、データ(に組み込まれた価値)が排他的な存在でなければならない(例えば、金銭価値が幾つでも複製可能であるような場合には、そもそも財産権として排他性がないこととなる)。また、データという通貨媒体それ自体の安定性も問題となる。それがあまりにも不安定なものであって、社会がそれを信用しないときには、法的に財産権と認めることに困難が生じよう。

以上と関連して、データに対する強制執行が法的に可能であるかどうかが問題となる。仮に、電子マネーそのものに対する執行方法が存在しないとすれば、それは責任財産を構成しないこととなり、そのような「財産権」を法的に承認することには問題があると思われるからである。

支払単位の組み込まれた媒体

第2に、これまでの議論を前提とすると、電子マネーが法的に金銭として承認されるためには、一定の支払単位が組み込まれた媒体であることが必要なのは当然である。

直接の処分可能性：転々流通性

第3に、データがそれ自体として、すなわち他の通貨媒体に転換することなく直接に決済に用いることができるかが問題となる。仮に、これが否定されるとすれば、電子マネーはそれ自体が通貨媒体とはいえず、他の通貨媒体の代用物にすぎないことになる。

.....
3 もっとも、ここでいう「物理的管理可能性」の意味については議論の余地がある。例えば通貨媒体である現金について物理的管理可能性という点が重要な特性として指摘されるのは、物理的な占有によって権利関係を切り分けているからであって、これとデータが物理的に管理可能かどうかというのは観点も異なるとも考えられる。また、有体物でないこと以上に、単なるidealなもの(例えば人間が脳に記憶した文字配列等)は、ここでいうデータではないと考えるのであろうが、それがコンピュータのハードディスクやICカード内のデータとどこが異なるのか。物理的管理可能性の有無によるものと捉えてよいのだろうか。今後の検討課題であろう。

この点に関しては、電子マネーが転々流通することをそもそも予定しているかという観点から、クローズド・ループ型とオープン・ループ型とを区別して論じる必要がある。クローズド・ループ型の場合には、電子マネーを受領した者がそれを直ちに次の決済に用いることはできないから、電子マネー自体が通貨媒体であるとはできず、預金通貨が通貨媒体であると捉えるべきであろう。

これに対して、オープン・ループ型の場合には、受領した電子マネーを直接に決済に用いることができるため、データの通貨媒体性を肯定することが理論的には可能となろう。もっとも、直接の利用可能性が保障されているとしても、そのことから直ちに電子マネーの通貨媒体性が認められるとはいえない。これは、電子マネーの利用のされ方にも関わると考えられる。つまり、電子マネーの利用者のほとんどが、受領した電子マネーを一旦預金通貨に転換するという利用方法が一般的であるのならば、社会が電子マネーに通貨媒体としての信用を与えていないとみざるをえないであろう。このように考えると、預金通貨に転換されることなく利用者間で転々流通するという電子マネーの使われ方が一般化したときに初めて、電子マネーの通貨媒体性が社会的にも承認されたといつてよいのであろう。

(3) 電子マネーの法性決定

以上に述べたように、電子マネーの法的性質としては、「指図型」と「媒体型」の2つのタイプが存在するといえるが、このとき、現に存在する電子マネーが、このいずれのタイプに属すると解するべきかという法性決定の問題が生じる。この点に関しては、電子マネーを利用する当事者がそれを現金と同じように感じているかといった心理の問題と、法的にそれが現金と同様に通貨媒体として性質決定されるかは別個の問題であることに注意すべきであろう。後者の問題は、あくまでもそのシステムを客観的に評価して決定されるべき法的問題であって、システムの名称等によって当然に法性決定が拘束されるわけではない。

参考文献

- 磯村 哲 (編) 『注釈民法(12) 債権(2)』、有斐閣、1986年
- 岩原紳作、「銀行の決済機能と為替業務の排他性」、『現代企業立法の軌跡と展望』、商事法務研究会、1995年
- 、 「電子資金移動 (EFT) および振込・振替取引に関する立法の必要性 (1) ~ (10・完)」、『ジュリスト』 No. 1083 ~ 1094、有斐閣、1996年
- 岩村 充、『電子マネー入門』、日本経済新聞社、1996年
- ・ 神田秀樹、「データ保護の技術と法」、『法とコンピュータ』 No. 13、法とコンピュータ学会、1995年
- 上柳克郎、『会社法・手形法論集』、有斐閣、1980年
- 大蔵省銀行局内プリペイドカード研究会 (編) 『プリペイドカード法の手引き』、シーメディア、1990年
- 大西武士、『現代金融取引法』、ビジネス教育出版社、1993年
- 奥田昌道、『債権総論 (増補版)』、悠々社、1992年
- 加藤一郎・林 良平・河本一郎 (編) 『銀行取引法講座 (上)』、金融財政事情研究会、1976年
- 金融情報システムセンター、『電子決済研究会報告書』、1996年3月
- 、 『電子決済研究会 (第2部) 報告書』、1997年2月
- 後藤紀一、『振込・振替の法理と支払取引』、有斐閣、1986年
- 塩崎 勤 (編) 『裁判実務体系』、第22巻 金融信用供与取引訴訟法、青林書院、1993年
- 四宮和夫、「物権的価値返還請求権について 金銭の物権法的一側面」、『私法学の新たな展開』、有斐閣、1975年
- 商事法務研究会、『プリペイドカードの法律と実務』、別冊NBL No. 22、1991年
- 末川 博、「貨幣とその所有権」、『物権・親族・相続』、岩波書店、1970年
- 菅原胞治、「原因関係を欠く振込取引の効力」、『銀行法務21』 No. 515 ~ 516、経済法令研究会、1996年1月、2月
- 、 「振込取引と原因関係 決済、為替および振込理論の再構築のために」、『金融法務事情』 No.1358、金融財政事情研究会、1993年7月
- 鈴木竹雄 (前田庸補訂) 『手形法・小切手法 (新版)』 法律学全集32、有斐閣、1992年
- 鈴木祿弥・竹内昭夫、『金融取引法体系 (第3巻) 為替・付随業務』、有斐閣、1983年
- 千葉恵美子、「割賦販売法上の抗弁接続規定と民法」、『民商法雑誌』 第93巻臨時増刊号 (2)、有斐閣、1986年
- 中山靖司、「電子決済について」、『ITUジャーナル』 Vol. 26 No. 7、1996年
- ・ 森嶋秀実・阿部正幸・藤崎英一郎、「電子マネーの一実現方式について 安全性、利便性に配慮した新しい電子マネー実現方式の提案」、『金融研究』 第16巻第2号、日本銀行、金融研究所、1997年6月
- 西村信雄 (編) 『注釈民法 (11) 債権 (2)』、有斐閣、1986年
- 長谷川成海、「三者間クレジット・カード取引 銀行系カードの法的問題」、『早稲田法学』 第64巻第3号、早稲田大学法学会、1989年

- 林 良平(編)、『注釈判例民法 債権法』、青林書院、1987年
- 富士総合研究所、『エレクトロニック・コマースの現状と今後の行方』、研究レポート、1996年4月
- 古市峰子、「現金、金銭に関する法的一考察」、『金融研究』第14巻第4号、日本銀行金融研究所、1995年12月
- 星野英一、『民法概論 (債権総論)』良書普及会、1984年
- 前田 庸、『手形法・小切手法入門』、有斐閣、1983年
- 山岸良太・中村直人、「プリペイドカードの法的性質」、『NBL』No. 393、商事法務研究会、1988年
- 郵政省電気通信局、『暗号政策と電子現金』、「電子決済、電子現金とその利用環境整備に関する調査研究会」報告書、1996年4月
- 我妻 栄、『新訂 債権総論』、岩波書店、1987年
- BIS,“Security of Electronic Money,” Report by the Committee on Payment and Settlement Systems and the Group of Computer Experts of the central banks of the Group of Ten countries, August 1996a.
- ,“Implications for central banks of the Development of Electronic Money,” Staff Paper, October 1996b.
- EMI,“Report to the Council of the European Monetary Institute on Prepaid Cards by the Working Group on EU Payment System,” May 1994.